

平成18年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年6月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年6月16日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	散会	平成18年6月16日 午後2時58分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	欠	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教育長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	江口 幸一郎
	保健環境課長(本庁)		水道課長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	太田 長寿

平成18年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年6月16日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
11	大島恒典	1. 農業問題への取組みについて 2. 嬉野市営住宅について
12	山田伊佐男	1. 政治倫理条例について 2. 商店街の活性化について 3. 障がい者の就労支援について 4. 教育問題について
13	園田浩之	1. 高圧線の真下に建設された嬉野小学校校舎について 2. 社会体育の加熱指導から子供達を守れないか 3. 良識ある社会体育の指導者に何らかの荣誉は 4. 福祉タクシーの件 5. 本庁・支所のデータの共有について 6. 洋式トイレ化の進捗状況について
14	秋月留美子	1. 景観行政団体としてのまちづくりへの取り組みは 2. 公園の機能について 3. 健康保養地嬉野としての現在のありかたは 4. 「地域ぐるみの学校安全対策事業」について 5. DV問題について 6. 嬉野町温泉4区旧道側溝について 7. ふれあい住宅の案内標識が国道沿いに必要では

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。また、傍聴の方におかれましては、早朝よりの傍聴まことにありがとうございます。

本日は、芦塚議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番大島恒典議員の発言を許します。

○2番（大島恒典君）

議席番号2番、大島でございます。議長のお許しがありましたので、通告書に従い質問させていただきます。何分初めての一般質問で大変緊張しておりますので、よろしく願います。

前回の定例会においても、今回の6月定例会におきましても集落営農、中山間地農業については何回も同僚議員の皆さんから質問がなされており、この集落営農、中山間地農業の取り組みについて、これからの農業、嬉野市の農業を見ましたときに大変重要な問題であるということは十分おわかりのことだと思えます。また、繰り返しの質問になりますが、新人として初めての一般質問でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、農業問題についてお尋ねします。

まずは、当面の問題であります19年度から始まる品目横断的経営安定対策についての現在の嬉野市における各集落の取り組み状況についてということです。

これまで日本の農業は、オール兼業化の中で先祖から引き継いだ田んぼを自分の代で荒らしては申しわけないという経済の論理を超えた思いで作り続けてまいりました。年間幾日も使わないのに、乗用車より高い農業機械を兼業の収入を注ぎ込んで、採算度外視で買いかえてきました。ですが、この田んぼへの思いを米の値段がそこそこと高く、また兼業の給料で補えるうちはよかったのですが、米価低迷の現在では機械の買いかえもままならないような状態です。

当嬉野市内の農業を見ても、農業で生計を立てられている方のほとんどの方が、それぞれお茶や施設園芸、畜産などの収入から水田農業機械の更新に充てられているのが現状ではないでしょうか。

そういった状況の中、19年度より始まる、すなわち品目横断的経営安定対策であります、嬉野市でも比較的平たん地が多く圃場が整備されている塩田地区におきましては、以前から水田利用型による米、麦、大豆などの作付がなされており、今度の品目横断的経営安定対策については政策自体認知されて、ある程度スムーズな取り組みができるのではないかと考えております。

しかし、嬉野地区におきましては、水田において一部の集落においては大豆を作付されておられますが、ほとんど米の単作地ということでもあり、この政策に対して地域によって生産者の意識に温度差が感じられると思いますが、その点を踏まえて答弁をいただきたいと思っております。

集落営農、地域営農の推進に向けての各集落の合意形成に向けてどのように市としてかわっていかれるのか。

中山間地農業における嬉野市の今後の取り組み方についてお尋ねしたいと思います。

以降は、降壇して質問させていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝から御臨席を賜り、心から敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、議席番号2番、大島恒典議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、農業問題への取り組みについて、2点目が嬉野市営住宅についてということでございます。

壇上からは、農業問題の取り組みについてお答えを申し上げたいと思っております。

我が国の農政は、自主減反政策から生産調整を経て、平成19年から農政が大きく転換されようとしております。今回の転換は、将来の集落のありようまで影響を受ける転換と考えておるところでございます。今回の品目横断的経営安定対策への課題は、主に海外との協調、足腰の強い農家の育成などを目的に導入されると聞き及んでおります。しかしながら、面積要件、担い手の不足、後継者減などを克服することが求められます。現在は、各地域での取り組みを目指して協議をさせていただいているところでございます。

先日、塩田町の大牟田地区で、嬉野、鹿島、太良地区内での第1号として集落営農組織を

立ち上げていただきました。設立総会に参加をいたしました。先進地研修や地区内での協議を重ねて立ち上げられましたので、ぜひ成功していただきたいと思っております。

現在、塩田の五町田地区では、6地区で合意形成に向けて定期的な協議が行われているところがございます。久間地区では、麦作農家で組織づくりが検討されておるところでございます。また、塩田地区では、馬場下、大草野、美野畦川内地区などで地区単位の協議が進展しております。

嬉野地区では、下宿、今寺地区で検討が進められておるところでございます。また、七ツ川内、永尾、一ノ坂では説明会の要望があり、実施をしておるところでございます。吉田地区では、共同乾燥施設を核として集落営農組織を検討いただいております。また、西吉田区のように機械利用組合を今回立ち上げて集落営農組織への取り組みを模索していただいている地区もございます。今後も要請がありましたら説明会を開催させていただきたいと思っております。

現在の状況でございますが、全集落への説明は一応済んでおるところでございます。今後の推進につきましては、地域営農組織づくり実践協議会を中心に関係者が連携して地区での組織化を推進したいと思っております。推進の手法といたしましては、まず地域リーダー選出などの話し合いの体制づくり、次に地域の現状把握と問題点課題の整理、また農家の意向調査、地域ビジョンづくり、組織化の方法などについて課題解決へ協力しながら推進をしてまいりたいと思っております。

次に、中山間地域の嬉野地区の推進についてということでお答えを申し上げます。

平たん地の少ない嬉野におきましては、集落営農の取り組みが面積要件などでは取り組みが厳しいものがあります。品目につきましても麦、大豆などはほとんどない状態で、課題を抱えておるところでございます。今後は、国の中山間地域直接支払事業とあわせて集落営農体制づくりに進まなければならないと考えております。

今後は、地域での農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作地の荒廃などが予想され、ひいては農村集落の崩壊が予想されているところがございます。そのようなことでございますので、地域の中で課題解決をみずからのものと考え、集落全体で地域の特性を生かして存続していくために行動していただくようお願いをしましてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で大島恒典議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

ある程度塩田地区とかは平たん地区ということでスムーズな取り組みが行われておると思っています。今まで何回も同僚議員の方が質問されたようですね。とにかく私としては今回、中山間地における嬉野市としての今後の取り組み方についてちょっとお聞きしたいと思います。

全国の中山間地域での取り組みについては、いろいろな特色のある取り組みがなされておりまして、嬉野市においても嬉野方式による中山間地対策ができないか、早急に検討する必要があると思われていますが、その辺どうお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

このことにつきましては以前からお答え申し上げておりますように、やはり塩田地区と嬉野地区では大きな違いがあると思っております。そういうことで、まず嬉野地区では全体的には茶業の生産の効率化と安定化ということについて、今以上に積極的に施策を展開させなければならぬと思っております。そこで、一応の収入の確保ということを目指して、そしてまた次には稲作等での展開ということであろうと思っております。

しかしながら、先ほど議員もおっしゃいますように、経営面積等の課題がありますので、きのうもお答え申し上げましたけれども、農業団体等と連携をいたしまして、できましたら中山間地域で塩田地区のような園芸作物等が展開できないかですね。また、そういうことに対して後継者を中心にある程度の高齢の方でも取り組めるような作物を選定いたしましてある程度の収入といいますか、それを確保すると。もう一つは、取り組んでいただきました農家自体の交流といいますか、そういうものを深めていくことによって地域が活性化していくと、そういうことで考えておりますので、以前からお答え申し上げておりますように、どうしても今までは嬉野地区では園芸作物等に取り組みがほとんどなかったわけですので、合併を機にこの塩田地区の技術というものをぜひとも嬉野地区へも広げていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

確かに園芸作物など組み合わせたやり方もいいと思いますが、先日、嬉野の西吉田地区において機械利用組合が結成されたと聞きまして、大変先駆けた取り組みで心強く思っております。特に西吉田地区は、お茶の生産において大変町内でも収益を上げておられ、また地域がそういう土壌があってこそこのような組織づくりができたことだろうと思います。そういうことで嬉野の中山間地はとにかくお茶がメインでありますので、お茶に対して、お茶生産者の方は収益が上がるようなそういう施策を持っていってもらわなければいけないと思います。そこら辺どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

議員御発言のことと重なりますけれども、私もまずはそこだというふうに考えております。きのうの議論の中でもありましたように、中山間地域でのお茶の生産農家の方がまず当面苦勞しておられるのは、やはり茶園の整備ということ、それから茶園農道等の整備不足ということだろうと思っておりますので、そういう点では政策的にお手伝いができるんじゃないかなというふうに思っております。

それともう一つは、先ほどの答弁の中にもこの地域での全体的なあり方をみずから考えていただきたいと申し上げましたのは、やはり今までは単独で経営してこられました茶工場等が老朽化、また建設年度から相当経年化しているところでございます。そういうときに、じゃこれから単独で続けていかれるのか、そしてまたある程度協業化してやっていかれるのかというちょうど今判断の瀬戸際に立っているんじゃないかなと思っておりますので、そこはぜひ将来を見越して判断をしていただいて、やはり有利販売ができるようなお茶の生産ということに努力していただければと思っておるところでございます。そういう点では、途中での補助というのはなかなかできませんけれども、そういう形で正式に立ち上がられるということになりますと、県の補助事業、また私たちの補助制度等もございますので、十分相談に

こたえながら努力をしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

地域リーダー、そういったところを育てていくということは一番大切だということはいつもおっしゃっておられますが、なかなか集落内においてもやっぱり農家、集落というのは年寄りさんがやっぱり強い立場におられまして、ニューリーダーとかなんとかなかなか育ちにくい体質ですので、行政としてはそこら辺もバックアップして、もっとかかわっていただきたいと思えます。そこら辺どうですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

議員御発言のとおりでございまして、やはり後継者の方がやりがいを持って農業に取り組むという体制づくりは当然必要なこととございます。きのうも報告いたしましたけれども、やはり認定農業者の方が相当数誕生していただいております。そしてまた、認定農業者の方が、あれが一応5年の契約だったと思えますけれども、また更新という形で意欲ある方も誕生していただいておりますので、そういう点では、その認定農業者の方を中心に努力していかなければならないと思っております。そういう点では、認定農業者の方への研修会とかそういうものがしばらく中断しておりますので、それを再開したいということは既にお答えをしたところです。そういう点で努力をしていきたいと思えますし、そしてまた、ちょうど4年ぐらい前になると思いますが、県内では一番大きな組織として家族経営協定という一応協定のセレモニーをして、一挙に10組以上誕生していただいたことがあるわけとございまして、その家族経営協定を着実に推進していくことによって家庭内でちゃんと農作業の責任分担と経営の意欲の分担ということを進めることによって若い人がやる気を出すということができ、また家族同士がお互いの軽減策というのもできるんじゃないかなと思っておりますので、そういうこともあわせて進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

わかりました。ほかの集落営農とか品目横断的経営安定対策につきましては何回も質問を同僚議員の方がされておりますので、やめたいと思いますが、せんだって5月13日に嬉野の文化センターにおいて開催されました嬉野まちづくりフォーラムにおきまして、あるパネリストの方がこれからのまちづくりのキーワードは継続ということを提言しておられました。まさしく農業とは継続でありまして、地域にとって継続していかなければならない職業であります。また、近ごろ盛んに言われております地域コミュニティーですが、農村集落というのは歴史的にいつても一番古く、最も基本的なコミュニティーであると思います。これからの農業施策を農村における地域コミュニティーの再構築と位置づけられて取り組んでいてもらいたいと思います。

次に、嬉野市営住宅についてですが、ことし4月に完成した嬉野市営住宅ふれあい住宅の入居者選考につきまして、新築、または低価格の家賃での募集ということで、大変競争率が高かったのではないかと思います。応募状況と選考方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

嬉野市営住宅ふれあい団地の状況についてということのお尋ねでございます。

建設をしましてまいりましたふれあい団地につきましては、予定どおり前年度に完成をいたしたところでございます。おかげさまで議員の皆さん方も御参加いただいて完成式もとり行ったところでございます。

入居者の公募につきましては、平成18年4月10日から4月18日までの期間にとり行ったところでございまして、その結果、平家住宅6戸に対しましては23件、約3.8倍、2階建て住宅4戸に対しましては18件、約4.5倍、身障者専用住宅2戸につきましては3件、約1.5倍の応募があったところでございます。応募いただいた皆さん方にはお礼を申し上げたいと思います。また、特定公共賃貸住宅2戸については応募がありませんでしたので、7月の市報と今後、各戸回覧により2次の公募をする予定にいたしております。

決定の方法につきましては、入居希望者につきまして配置図を配布して希望される棟に丸

をつけていただき、4月28日の抽せん日に持参をしていただいて抽せんを行ったということでございます。各棟ごとに公開で予備抽せん、また本抽せんに入居者の決定を行い、既に入居をしていただいたということでございます。

以上でお答えとさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

決定方法について各戸別の決定とありますが、これは各棟ごとですか。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

各棟別に行いました。各その入居者の公募者を見まして、その中で確認をしていただきまして、それから抽せんをいたしました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

各棟でされたということは、棟によってやっぱり条件がいいところと悪いところがあると思いますけど、その辺の状況はどうですかね。入居希望状況は。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

状況等につきましては先ほど市長が説明しましたとおり、平家建ての6戸につきましては23件、3.8倍という形で、2階建て住宅4戸につきましては18件、4.5倍という形で行っております。それは希望者が現地を見ていただきまして抽せん会に参加をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

応募多数の場合は抽せんということになっておるわけですが、抽せんが公平になされたかなということでこういう質問をしているわけですが、抽せんの前に家庭環境や困窮度合いを含めて選考基準とされたのか、その辺をお聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○支所建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

申し込みの際に各棟の平面図をつけまして、丸をつけて抽せん会に参加をしてくださいという形で案内をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

お尋ねの件でございますけれども、入居者の希望者のまず選定ですね、これは条例に基づきまして、それで困窮とか、それから家族構成とか大体7項目か8項目かあったかと思えます。今回、入居を希望された方はいずれもそういう項目に該当をされたということで、そういう前提で次の手続であります抽せんという形になっておると思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

はい、わかりました。

嬉野市内の市営住宅は幾つかありますけど、湯野田住宅とか内野山住宅、厚生住宅もありますけど、築後結構年数がたっておりますが、この先新しく公営住宅をつくる御計画がおりかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このふれあい団地住宅の建設以前から、公的な住宅の改築関係につきましては長年御議論をいただいていたところでございます。一番古いのは厚生住宅等ございまして、戦後すぐ建った建物もございまして、それぞれが老朽化をいたしております。

それで、今後の動きといたしましては、以前から御了解等もいただいていた経過もございまして、できましたらふれあい団地の第2期工事ということに取り組みたいと考えております。その後、一応状況を見ましてということになるわけでございますが、現在、既存の市営住宅がございまして、この市営住宅の改築ということにつきましては、これは嬉野市全体の住宅状況等を見ながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

第2期計画があると申されておりますが、もし計画があるとすれば、きのうも山口議員の方からも少し提案が出ていたようですが、いろいろ他県の情報を調べてみますと、定住者人口をふやすために若い夫婦向けとか限定した公営住宅の建設があるようです。このことについてはどうお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回そのような意味で快適な住環境の提供というふうな趣旨に沿いまして、これは国の制度でございますけれども、特公賃住宅ということを取り入れたわけでございます。現在、応募がございませんでしたので、再度募集をかける予定にしておりますけれども、それも一つの制度であろうというふうに思っております。ただ、私どもが検討しなければならないことは、やはり民間の住宅もたくさんあるわけございまして、そういうものとの兼ね合いです

ね。いわゆる公的な住宅を提供する責任がどこまで及ぶのかということも慎重に対応しながらやっていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

もし計画があるとすれば、子育て世代への優先的配慮、または市外在住者、親が市内に在住しておられるとか、そういった市外から定住者を促進するような住宅建設の方を望みたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

これで大島恒典議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。20番山田伊佐男議員の発言を許します。

○20番（山田伊佐男君）

おはようございます。20番山田でございます。傍聴の皆さんにおかれましては、大変早朝から御苦労さまでございます。今回私は、政治倫理条例について、商店街の活性化について障害者の就労支援について、そして教育問題について、この大きな4点についてお伺いをいたします。

まず、政治倫理条例についてお伺いをいたします。

条例制定の目的は、公正で開かれた民主的な施政の発展を願って、市長、助役、教育長、そして議員が市民全体の奉仕者として倫理の向上を求めるものでございます。しかし、この条例を制定している自治体は、過去にさまざまな不祥事が発覚し、住民の皆さんの信頼を大きく損なったときに制定をされてきたのが実態でございます。新市嬉野にこの条例の制定が必要であるか、賛否両論あると思っております。しかし、この政治倫理条例が公正で開かれた民主的な施政の確立に必ずや寄与できると思っておりますし、あるいは不祥事を防止する抑止力となることは間違いないと私は考えています。

この条例は、平成9年に旧塩田町に制定をされまして、合併を機に消滅を今回いたしております。私は、塩田町との合併を前提とした議員全員で組織をいたします旧嬉野町議会合併特別委員会の中で2回にわたり新市においても制定をすべきだということを主張してまいり

ました。また、担当課におかれましても、制定する方向性を明らかにされましたが、制定しなかった経緯について明確にさせていただきたいと思います。

さらに、この条例制定について今後提案する予定はあるのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、商店街の活性化についてお伺いをいたします。

全国的な傾向といたしまして地方における商店街は空洞化し、ショッピングをする姿は激減をいたしておるところでございます。当然のことながら本市における商店街も空き店舗は増加をいたしております。観光宿泊客が多く訪れる本市として大きな課題であると思います。空き店舗を利用した新たな企業を期待するわけでございますけれども、県の支援事業と同時に、市として新たな支援策が考えられないかお伺いをいたします。

次に、商店街の道路舗装については区間を延長して統一することによって一体感が生まれると思うところであります。例えば、湯野田三差路から古賀電工社さんまで統一したグレードの高い舗装にすべきと私は考えています。幸いにも今後、下水道工事が着手されます。これを機に見直しをすべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、駐車違反取り締まりの民間委託により徹底した取り締まりが市においても今後強化されると予測をいたしております。したがって、駐車場の確保が求められると考えますが、その対策があれば御答弁をいただきたいと思います。

次に3点目、障害者の就労支援についてでございます。

障害者に負担を求め、このままでは自立を阻害する法律とも一部批判を受けた障害者自立支援法が制定をされました。多くの障害者が月額60千円から80千円の障害基礎年金に収入の大部分を頼っている中、負担増による影響は極めて大きいわけで、厳しい状況であります。このような中で、就労支援は極めて重要な課題であると思います。収入が安定してふえるという道筋がなかなか見えない、自己負担だけが先行しているわけで、収入源の働く場所や収入源のない人は苦悩をされています。障害者の就職差別をなくし、障害者の働きやすい環境を整備することが求められています。よって、就労支援に対する市の支援策を再度求めたいと思います。また、障害者の雇用については、県も各企業に対しまして助成金制度も含めてPRに努めておられるところではありますが、市においてもその一役を積極的に担うべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、教育の問題について教育長にお伺いをいたします。

2学期制の導入は仙台市で始まりましたが、県内を見ても西部地区を中心として導入が進められている状況であります。導入時は2学期制を試行として実施をするとのことでございました。2学期制の導入理由として学校行事の見直し、始業・終業式や定期考査の回数減により新たに授業時数が確保でき、ゆとりが生まれると言われ、導入が図られたわけでございます。旧嬉野町内の小・中学校においては導入から1年が経過をいたしました。当然のことながらメリット、デメリットについては把握をされていると思いますが、明らかにしていただきたい。

また、塩田地区においても本年度より導入されているようでございます。保護者に対する説明は十分に行われたのかお伺いをいたします。

次に、子供たちの下校時の安全確保の問題でございます。

大変今日の大きな重要な課題であります。各地域の協力体制は十分かとの質問でございますが、先日の梶原議員の答弁で、全地域で整ったということでございますので、答弁は要りません。

そこで、児童、学校、地域パトロール隊が一緒になった危険箇所のチェックや、それに基づいたマップ等の作成はなされているのかお伺いをいたします。

3点目に、本市における保健室登校と不登校の実態について明らかにしていただきたいと思っております。

不登校の対策として、訪問指導員での対応、あるいは適応指導教室による対応等、各自治体で創意工夫がなされているところでございます。適応指導教室は学校以外の場所、または学校の余裕教室を利用して開設をされているところでございます。個別のカウンセリング、集団での指導や強化指導等が実施をされ、その効果は評価をされていると思っております。よって、本市においても適応指導教室の設置について一考すべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いしたいと思っております。

4点目に、今後、児童・生徒の減少に伴いまして恒久的に学校教育に使用されない教室の増加が見込まれると思っております。いわゆる余裕教室であります。その活用について検討する時期だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、ゆとりと潤いのある学校施設づくりとして、木材を活用した和室や教育相談室など、機能教育環境施設の整備を実施する学校は増加をしているところでございます。木がもたらす心の安らぎ、地域の木材を利用することで生まれる校舎への愛着、地域文化に対する理解

促進などの効果が期待をされると聞き及んでおります。本市における小・中学校の既存施設の床、壁など木材を使用した改造を実施したらいかがかと思えますけれども、教育長のお考えをお伺いいたします。

最後に、F A制度についてお伺いをいたします。

組合立の大草野小学校の最後の12月の議会において、当時の太田教育長に質問をした経緯がありますけれども、池田教育長が就任をされましたので、質問をさせていただきます。

昨年11月、県教育委員会は小・中学校の教員の人事異動に応募指名制度、いわゆるF A制度の導入を決定いたしました。県内全域の小・中学校を対象とした制度は全国で初めての取り組みで注目を浴びたところであります。F A制度の目的として、教員の人事配置を通して特色ある学校づくりや学校運営の活性化を推進するためとのことをございますけれども、F A制度導入により生まれるデメリットもあることと私は思っています。したがって、F A制度導入に対する教育長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きな4点について御答弁をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

議席番号20番、山田伊佐男議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく4点でございまして、1点目が政治倫理条例について、2点目が商店街の活性化について、3点目が障害者の就労支援についてということでございます。4点目は教育長へのお尋ねでございますが、教育問題についてということでございます。4点目につきましては、教育長の方からお答えを申し上げたいと思います。

まず、政治倫理条例についてお答え申し上げます。

政治倫理条例につきましては、旧塩田町で平成8年に制定をされておるところでございます。旧嬉野町では制定されておりましたので、新市発足後の課題となっております。3月議会では以前両町で制定してありました市長の資産等の公開に関する条例を制定しております。今後検討いたしたいと思っておりますけれども、政治倫理基準、資産公開制度、問責制度、政治倫理審査会、住民の調査請求権から構成されるものと理解をしておるところでございます。

佐賀県内では現在、佐賀市と伊万里市で制定があつておるところでございますが、旧塩田

町の政治倫理条例とは大きく違うというふうに理解をいたしております。そういうようなこととございますので、当時と比較しますと多くの自治体でも制定が進んでいるのではないかと考えておりますので、各自治体の資料を収集して研究することから手をつけてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、周囲の皆様の御理解をいただく条例でございますので、市民の皆様様の御意見等も参考にしながら、参加をいただきながら条例制定に向けて努力をしてまいりたいと思います。

次に、2点目の商店街の活性化についてでございます。

以前の嬉野町の議会でもさまざまな御提案をいただき施策を展開してまいりました。近隣の商店街と比較して衰退の度合いは緩やかであると言われておりますが、閉店するところがふえてまいりました。閉店の原因もさまざまでございますが、後継者の不足が第一であると思います。個店としての品ぞろえなどについての課題も指摘されますが、将来継続営業する意欲が少なければ活性化策も生きてこないと考えております。

また、嬉野町の商店街は旅館納入の比率が大きく、店売りに加えて観光施設への売り上げが営業を左右するとも言われてまいりました。観光関係者との連携の希薄さも課題であるとも言われているところでございます。町内商店の活用についてお互いが連携をとっていただくことに期待をしてまいりたいと思います。

また、空き店舗活用事業等についても紹介をしてまいりたいと思います。この方法につきましては以前、商店街でも大分市の商店街視察などをなされて報告等も受けたこともございます。商店街で議論を重ねていただき、活性化に必要な店舗誘致などを行っていただき、全体的に活性化を目指すことができると言われております。今後、商店街等の会議などで提起をしてまいりたいと思っております。

次に、本通の道路舗装についてでございますが、下水道工事のため全面的に改修を予定いたしておるところでございます。現在の舗装が10年近くになり、また大型バスの乗り入れが多くなり補修箇所がふえてまいっておるところでございます。今回の工事にあわせて工法も研究してまいりたいと思います。また、県道部分の同一仕上げにつきましても申し入れをすることといたしております。前回も申し入れをいたしましたが、県道部分の傷みが激しく、緊急に工事が必要となったために、市道部分との同時施工ができないでございました。今回はできる限り統一ができればと希望しておるところでございます。

次に、今回の駐車違反の取り締まりが強化された道路交通法に対する対応でございますが、昨年、商店街の皆様と嬉野警察署の話し合いが行われているところでございます。解決策といたしましては、商店街と地元がまとまっただき、駐車禁止区間の指定撤廃を検討されるのが解決策になると考えます。当然駐車する車がふえることと思いますが、現在のように契約駐車場を用意していただければ解決できるものと思います。今回の強化を契機として、以前検討されました車両の乗り入れ禁止や一方通行などについても地元で協議していただければ、支援制度について考えてまいりたいと思います。

以前、商工観光課で調査をしたこともございますが、商店街周辺には民間の駐車場が点在しておりまして、商店街などで検討していただき、機能的に連携すれば対応できるのではないかと考えているところでございます。

次に、3点目の障がい者の就労支援についてでございます。

障害者自立支援法により障がいをお持ちの方が地域で健常者とともに暮らしていくことに努力しなければなりません。そのためには仕事を持って日常の生活ができる基盤を構築することが大切となります。幸いにして嬉野市内には佐賀県では1カ所しか設置されていない障害者生活支援センターがありますので、連携をとらせていただき支援をしてまいりたいと思います。また、障害者の皆様との意見交換を行い、どのように就業するか相談の機会もつくってまいりたいと思います。

また、商店街や企業の皆様に対しましても障害者の皆様の雇用促進について理解を深めていただきたいと思います。商工会などと協議をいたしまして推進制度のPRや相談事業の実施等も行なってまいりたいと考えておるところでございます。

以上で山田伊佐男議員のお尋ねについてお答えとさせていただきますが、教育問題につきましては教育長からお答え申し上げます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

教育問題についてお答えをいたします。

まず最初の2学期制の導入後、嬉野町の場合ですが、1年が経過をしておりますので、メリット、デメリットは何かということ、それから塩田地区におきましては今年度から実施をいたしております。その際、保護者に対して説明が十分に行われたかどうかということの質問

にお答えをいたします。

2学期制の導入後1年を経過いたしましたので、各学校、教職員とか保護者に対してアンケートを実施いたしまして2学期制についての総括をいたしております。それによりますと、メリットとして主なものは、授業時間数の確保、これが30時間程度の確保がなったということ、そのために授業とか学校行事にゆとりができた。それから、一つの学期が長くなった。大体100日程度になります。評価が充実し、指導に生かすことができた。それから、夏休みとか冬休みとか長期休業が学期の中に入るということによって休み中の学習というのが継続をされて、いわゆる学習活動を充実させることができたということ。それから、職員の職務の一時的な集中が緩和された。生徒とのかかわりを最後まで持つことができた。それから、長期休業中の前に面談等を持って保護者とゆっくり話し合うことができた。それからもう一つは、長期休業中に補充学習などの時間を持ち、児童・生徒の学習活動の助成をしたというようなことが挙げられております。

デメリットとして、秋休みが短くて気持ちのめり張りといいたまうか、切りかえがちょっと無理な面もあったということ。それから、通知表の回数が1回減るといったようなこともありまして、その辺に対する保護者の不安というものがあったということ。それから、夏季休業とか冬季休業前の締めくくりといいたまうか、今までが3学期制で行われてきておりましたので、その締めくくりがどうもすきとしないという、気持ちの面ですね、そういう面があったというような総括がなされております。

それから、保護者に対する説明の件ですが、学校だよりとか学校のホームページ等による説明はもちろんのこと、PTAの役員会、あるいは保護者会、入学説明会、授業参観日などの機会を通して説明をいたしております。あるいは、資料を配布いたしまして保護者に2学期制についてのいろんな意見を集約して、それを取りまとめてそれに答えるというようなこともやっております。それから、保護者の要請によって地域ごとの説明会を実施している学校もございます。

次に、2番目の下校時の安全確保、それから各校区地域の協力体制は十分かということですが、これについては答弁の必要ないということでしたので、いたしません。児童、学校、地域パトロール隊が一緒になった危険箇所のチェックやマップ等の作成はなされているかという質問に対してお答えをいたします。

先日の質問等にもお答えをいたしましたが、各校区ごとに孫まもり隊とか子供守り隊とい

うようなことで、それぞれの校区で老人クラブとか防犯協会の方が中心になって活動をしていただいております。大変ありがたいことだというふうに感謝をいたしておりますが、この協力体制につきまして各校区に幾らかの違いがあります。それで、今年度は地域ぐるみの学校安全体制整備事業というものを推進しておりますので、その中で各種団体のそういう協力のばらつきをなくして、できるだけ有機的に協力ができるようなそういう体制づくりをして、各小学校8校区ありますので、その8校区の児童・生徒たちが安全面でアンバランスにならないように、そういうふうなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、安全マップにつきましては同じようなことでそれぞれ違いがあります。それで、その点につきましても、この地域ぐるみの学校安全体制整備事業の中で推進委員会の中にはスクールガードリーダーとか警察等の方も来ていただいておりますので、そういうような方から専門的な立場からの助言を得まして、どういうふうにした方がより効果的なマップができるのかというようなことですね。それから、どういうふうな方が協力をしていただいて、そしてマップづくりに参加してもらった方がいいのかというようなことも検討をしながら、よりよいマップづくりをつくっていききたいというふうに考えております。

それから、3点目の本市における保健室登校と不登校の実態と、それから適応指導教室の設置はどうかという質問に対してお答えをいたします。

今年度になりましてから、4月から5月末まで不登校並びに不登校傾向というのは小・中学校合わせまして21名でございます。どういう児童・生徒を不登校と呼んでいるのかと申しますと、大体定義づけをしなければなりません、欠席累積が30日以上というのを不登校と、こういうふうに呼んでおります。30日未満の者を不登校傾向というような呼び方をして区別をしているところでございます。

それから、適応指導教室につきましては、既に旧7市では設置をしてあります。鹿島市であれば「さくら」、武雄市であれば「スクラム」というふうなことで、そこを拠点としていわゆる地域ぐるみのサポートネットワークというものをやっておるわけですが、小城市とか、あるいは嬉野市とか新しく市となりましたところはまだこれに取り組んでおりません。それで、県の方からもぜひ取り組んではどうかというような話もあっておりますので、19年度から設置に向けて検討していきたいというふうに考えております。

5点目のゆとりと潤いのある学校施設づくりとして、木材を利用した学校施設の整備改良を本市も取り入れたらどうかということの質問に対してお答えをいたします。

児童・生徒数の減少というのが毎年見られておりますが、学級数の減少までにはまだ現在至ってないようであります。それで、空き教室が生じた場合は、既に各学校ではそれぞれの実情に応じて、例えば市が行っておりますふれあい学級、放課後児童対策の教室に充てたりもしておりますし、それから通級教室、それから少人数指導もしておりますので、一つの学級を二つに分けてというようなそういうふうな少人数指導もしておりますから、そういう場合に活用したりとか、それから更衣室に活用したりとか、あるいは教育相談室として活用をいたしております。やはり児童・生徒も多様化しておりますし、それから学習活動も多様化しております。それに見合う教室というのが必要になってきておりますので、それに充てているというのが現状でございます。

それから、5点目のゆとりと――先ほどの4点目ですね。余裕教室の増加というのが4点目でございます。

5点目のゆとりと潤いのある学校施設ということですが、これにつきましては久間小学校の増築分の校舎が木造づくりでございます。それで、見た目にもやはり木のぬくもりを感じて心がなごむ感じがするわけですが、これから特に旧塩田町内では校舎等も古いこともありまして改築等が進められていくだろうと思っております。だから、そういう点につきましても配慮をしていかなければならないというふうに考えております。

鉄筋コンクリートの場合にやはり一番デメリットがあるのは梅雨時ですね。空気の水蒸気が凝結をいたしまして壁とか床とか水滴でべたべたになると。床は滑りやすくなる、それから壁の面も非常に見苦しくなるというようなところがありまして、鉄筋コンクリートはメリットもあるでしょうけれども、そういうふうなデメリットもあるというのは承知をしておりますので、そういうふうなことがない、いわゆる木材を活用した施設づくりというものもこれからは十分検討されていくべきであるというふうに思っております。

それから、6点目のF A制度の導入について教育長の所見はどうかということですが、F A制度につきましては、その目的等につきましては先ほど議員が質問されたとおりでございます。それで省きたいと思いますが、やはり学校長が学校経営の責任者として児童・生徒や地域の実態に応じた経営をするためにはそれにふさわしい人材が必要であると思っております。その人材を得る手段の一つとして有効な方法であるというふうに考えております。また、教職員にとりましては、自分の力を十二分に発揮できる学校を自分の責任で選択できるということは、自分の職務推進の意欲を喚起して生きがいを持った人生というのを

送ることにつながるのではないかというふうに考えております。

これまでの異動、それからこのF A制度をした異動という2本立てで行っておるわけでございますので、その点でいわゆるデメリット等も解消できるのではないかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ありがとうございました。再質問をいたしたいというふうに思います。

まず、政治倫理条例の問題でございます。私がお聞きしたのは、新市において制定されなかったその経緯についてまずお聞きしたかったわけでございます。今後検討するということがいいんですけれども、なぜ制定、上程されなかったのか、そこら辺についてまずお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

新市ということになりますと1月1日となるわけでございますが、1月1日につきまして条例制定を行ったわけでございますが、これはすべて専決で行っておりまして、御了解いただきたいと思っております。そういう中で、専決の意味合いといたしまして緊急に要するものということを中心として専決をしたわけでございます。そういう判断の中でやっぱり両町に以前から制定してあったものということについて、そしてまた緊急性があるということで制定をしたわけございまして、1月1日には専決をしなかったということでございます。

私は2月から市長を務めているわけでございますが、第1回議会がいわゆる3月議会ということでございまして、3月議会につきましては先ほど申し上げましたように両町で制定しておりました資産公開等については制定をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

と申しますのは、私が言いたいのは、3月にできなければ、6月にこの制定の話があつていいんじゃないかったのかというふうに思っているわけです。確かに三役と議員が関連する問題でありますので、非常に難しいとは思いますが、となればやっぱり市長としては議員側にそういう6月議会で政治倫理条例について上程したいから、どうかという意見聴取もあつていいんじゃないのかなという思いでございます。

そこはいいんですけれども、塩田の旧条例を見てみますと、市長が言われたように佐賀市とか最近できたのとは若干違うんですね。塩田のはそれなりの経緯があつてつくられたと思うんです。ただ、塩田のでも十分、今後つくるとするならば活用できる条例なんですよ。常識的なことばかり書いてあるわけですよ。例えば、目的としては先ほども言いましたように町の三役、議員は、町民全員の奉仕者として人格と倫理の向上に努め地位による影響力を行使して自己の利益を図ってはならないとか、また責務として、町民に対してみずから進んでその高潔性を実証するよう努めなければならない。これも常識的なことでございます。政治倫理基準、これについても町民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる行為をしないこととか、全く常識的な目的、常識的な倫理基準だというふうに私は思います。

そこで、これは助役、あるいは教育長も関連する問題でございます。市長については、政治倫理条例については必要だというふうに明確に答弁されたと思いますけれども、助役、教育長については、この条例をつくることについてどのようなお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にございましたように、今後検討するという事で私もそのようなことで思っております。いずれそのような時期になれば、議員の皆様方にも御相談をする時期が来るだろうというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

政治倫理というのは、私の職務推進をする上でやはり条例を制定して行うというのは大変職務を推進する上では有効ではないかというふうに思っておりますので、ただいまの市長の答弁のとおりだと思います。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

一応執行部として対象となる三役については、やっぱり必要だということを認められております。あとは私ども議員としてもやっぱり協議をすべきだというふうに思っておりますので、今後ぜひ一緒になって塩田の政治倫理条例を基準として新たに見直ししなきゃならない部分もあるかと思っておりますけれども、そのことも含めて協議をしていただければなというふうに思います。

次に移ります。

商店街の活性化についてでございます。

担当課長にお伺いをいたしたいんですけれども、旧嬉野町の本通の空き店舗の数は現在どのぐらいありますか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

平成17年で23店舗でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

23店舗ということですが、一つは、23店舗の中でここ一、二年で要するに空き店舗になった件数がどのぐらいあるのか、そこら辺についてまずお伺いをいたします。

それともう一つは、県の企業支援ですよね、補助、あるいは空き店舗の対策事業、この中身について補助制度等どのような形になっておりますか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

ここ一、二年で空き店舗になったものが四、五カ所程度あると思います。中身につきましては店舗じゃないかもわかりませんが、旅館とかお茶屋さん、金物屋さん等だと把握しております。

それから、県の補助の事業の内容でございますが、商店街再活性化推進事業というのが県の事業でございます、チャレンジショップの設置など、それからコミュニティ施設の設置ということで、誘致につきまして1店舗当たり500千円程度であるということです。ただ、条件がございます、いわゆる業種がある程度限定をされるといいますか、商店街の再生に必要な基本的な方針に沿った店舗ということで、ですから、例えば商店街協同組合あたりの当然意見書を提出しなければならないと。それと、店舗その方に対する直接補助ではなくて、例えば、商店街組合に対する補助、あるいは商工会、そういう団体に対する補助であるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

もう一つは、県の企業支援というのが市長も耳にされたことがあると思うんですけども、これについては今商店街で商売をされている新しく店を出された方も何名かおられるんですけども、この県の企業支援を受けて要するに新しく店を開かれた方というのはおられるんですか。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

ただいま議員御質問の企業支援というお言葉でございますが、私の方で把握しておりますのは県の新産業課で予算を持っておりますネクストステージを佐賀県で創業支援事業ということで、このような事業があるということで、現在、嬉野市内でこれを活用した企業、このような企業支援制度を活用された企業というのはちょっと記憶に持ちません。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃ、担当課長でも市長でもいいんですけども、例えば、現在、嬉野商店街本通の空き店舗を使って新しく企業を興す、店を開くということである、希望者がおるとするならば、どの補助事業を使ったが一番お得なそういうことになるんでしょうか。そこら辺おわかりであれば。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

事業といたしましては、先ほど課長が申しあげましたように、500千円程度の一応支援がある事業でございますけれども、これにつきましてはなかなか全業種にというわけにはいかないと思っております。あとはやはり以前私どもが持っておりましたにこにこ資金事業というのがありましたけれども、これはちょっと今のところ合併後調整をしていこうということで取り組みができておらないと思っております。その点では特にはございませんけれども、これはやはり商工会あたりとも十分協議をして研究をしていけば、今のところ思い当たりませんけれども、あるのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

なかなかあそこで確かに店舗を借って新たにお店を開くといったら、その補助というのがなかなか厳しい状況なんですね。今回こういう質問を出しているんですけども、例えば、担当課長に聞きますけれども、今空き店舗がございますけれども、その所有者がおられますよね。住居と店舗と一緒にあったところ、きのうのほかの議員の質問の中で出ていましたけれども、そういう状況でのテナントとして貸していいという所有者がおられるのかどうか、そこら辺の動向はつかまえておられるのか。

それともう一つは、今度は店を開きたいという希望者の方が現実おられるというふうに思っておられるのか、あるいはそういう方を把握されているのか、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

テナントとして貸して、14年当時に17店舗ぐらゐの空き店舗があったわけですが、そのときに直接私の方から電話で主要な6店舗ほどにお尋ねをいたしましたけれども、そのときはやはり議員御発言のとおりトイレの問題とかそういう問題がありまして、長期間では貸せないと、例えば、イベントなんかの短期間ではいいですよというふうな話がございまして、その後は不動産屋さんを通してしか所有者がわからないとかいろいろございまして、その後正確な把握はいたしておりません。

それから、店を開きたいというお話ですが、それにつきましては以前、キルトと申しますか、布加工の方が店を開きたいというふうな御意向がございました。それともう一つは、既存のお菓子屋さんが2号店を出したいとかいうお話もございまして。お客様からの逆に要望等が時々問い合わせがありますけれども、嬉野にせつかくお茶があるのにコーヒーを出す喫茶店はあるけれども、お茶を出す喫茶店はないじゃないですかと、そういうのが欲しいですねという要望ですか、そういうふうなことは伺っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

商店街、宿泊観光客の方が訪れるわけで、非常にシャッター通りはイメージダウンになるわけで、何とか私が思うのは、空き店舗が幾つもあるので、その中で新たな企業を興してほしいというふうに思うわけなんです。一つは、その対策として市単独の補助というのが何らかの形でできないかという今回の質問の趣旨なんですけれども、そこら辺について市長は今後考えていくべきだというふうに思われませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当課長が申し上げたとおりでございまして、撤退される方もおられますけれども、ここ二、三年新規に四、五店新しく開店をしていただいたところもございます。ただ、やはり自店ではないとか、そしてまた完全なテナントとかいうふうなことになりますと、議員先ほど言われましたように制度的に適合するものがなかなかないと、担保となるものがないわけでございますので、そういう点で事業導入が難しいというふうに思っております。そういうことを加味しまして以前、にこにこ開業資金というものをしたわけでもございまして、合併をして一段落いたしましたらそういう点も再度検討してまいりたいと思っております。直接融資というのにはできないわけですが、融資制度に対する補助というものは幾らかはできるのではないかなということで取り組んでおりましたので、再度そこらについては研究をしてみたいと思っております。

もう一つは、やはり議員御発言のように、空き店舗になりましたところがありましたら貸していただければ一番いいわけですが、ほとんど貸すということがなかなか御了解いただけないところばかりでございますので、非常に苦勞をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

一つ担当課に、市長にもお願いなんですけれども、いわゆる空き店舗の所有者ですね、これ担当課長は先ほど言われましたけれども、十四、五年度に調査をしたということでございますけれども、それからもう三、四年たっておりますので、やっぱり貸してもいいという方、心変わりされた方がおられるかもわかりません。したがって、ぜひ所有者にもアンケートでもってそこら辺の動向をぜひ把握をしていただきたいということを一つは要望しておきたいというふうに思います。

先ほど市長は、融資制度の補助、利息に対する補助等と言われましたけれども、逆に例えば、あそこを活性化するために、非常にこれは難しい問題かもわかりませんが、例えば、市独自でテナント料の半額補助とか、雇っていただく方の例えば月50千円補助とか、そういうのを1年間やってみるとか、限度を2件までとか、そこら辺についてはやっぱり非常

に厳しいですか、独自で考えられませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前、にこにこ融資制度を導入するときに検討したこともございます。しかしながら、簡単に申し上げまして、家賃補助ぐらいで店舗を出したり撤退されたりということになりますと、将来的に経営安定ということにはつながらないというふうに思っておりまして、やはりある程度自分で責任を持って投資をしていただいて、それに対して融資の補助をしていくということがいいのではないかなということで検討したわけでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私は、逆にその企業が安定するまでの1年間というのをぜひ検討したらという意味でございまして、答弁は要りませんが、そこら辺についてももう一回御検討をいただければというふうに思います。

次に、本通の舗装関係です。

延長の要望は確かに商店街本通の方から上がってきたのは私も耳にしているわけですが、今回、下水道工事に伴って若干延長したいという市長の考えですが、区間的には現行からどのぐらい延長の計画でありますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、本通を下水道工事でやるわけでございまして、下水道事業につきましては議員御承知のように補助事業でございまして、原形復旧が原点でございます。そういうことで原状復旧の範囲の中で整備をするわけでございます。しかし、その中でも工夫をしながらやっぺいこうと思っておりますけれども、実はその中で市道部分と、それからちょうど本通のど真

ん中がございますけれども、県道が走っております。以前新しく舗装工事をするときに県道部分まで一緒にやらせていただきたいということでお願いをしたわけでございますが、私どもの計画よりも県道の方の傷みが激しくて、どうしても緊急にということで済まされたわけで、御承知のようにもうカラーから工法から全部違っているわけでございまして、できまじたらまずそのところを県にお願いをして統一をしていただきたいと、これはもう地域づくりの観点からということでお願いをしておるところでございます。

また、工法につきましては既に一昨年だったと思いますけど、議員御発言の湯野田地区から34号線の温泉横の分岐点までは同じ排水性の舗装でいたしております。ただ、色が違うということでございますけれども、これは費用の面がございまして、そういうふうにしておるわけでございますけど、工法的にはほぼ同じようなことをとっておりますので、今回そのような形で進めますので、違和感はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

工法等についてはわかるんですけれども、例えば、今の区間から延長ですね。上り下り、これについてはお考えありますか。というのが、例えば、下の方から行きますとJRバスの車庫からa u古賀電工社まで、ここを見てもやっぱり十四、五軒店舗があるんですよ。ここもやっぱり本通であり商店街なわけなんですよ。商店主の方もやっぱり何か差別されたような気持ちになってしまうというふうによく言われています。もう一つは、上りですと湯野田方面、どこまでするかというのが大正屋さん前あたりも今後考えていかれると思いますけれども、そのもう少し上までできないかという本通の方の切実な希望もあります。しかし、それがなかなか例えば、商工会の会議で言えない、商店街の会議で言えないという方がおられます。そこら辺についてやっぱり考慮すべきだと思うんです。

市長例えば、助役もいいんですけれども、観光地に行った場合、グレードの高い舗装をしてあると、その区間に何かがあるだろうと思って散策するんですよ。切れたところから先は余り行かないですよ。商店街を今歩いている方、本通、浴衣姿の方をずうっと見てみたらわかるけど、大体そうですよ。そのようにグレードの高い舗装をしてある地区は何かがある、こういう感覚にやっぱり観光客もなられるんですよ。そこら辺について、ぜひ延長につい

て年次計画でやっていくという気持ちはございませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

再度お答えいたします。

今お答したとおりでございまして、そのことを踏まえてお答えをしたいと思えます。

申し上げましたように、今回、下水道工事を行いますのは、本通部分の特殊仕上げのところを下水道工事で原状復旧いたしますけれども、非常に傷み等もあって新しい工法でやりたいということでございまして、新しい工法といいますのは、今、J R前からしておりますように、排水性の舗装工法ということになるんじゃないかなと思っております。それをまた県道部分とそれから湯野田地区までということでございしますが、既に湯野田地区の部分とJ Rさんの部分については工法的には同じものを行っている。ただ、色が違いますもんですから、そういう点でこの色をどのようにしていくかということにつきましては予算の問題もありますので、今後検討していきたいということをお答えしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

はい、わかりました。

じゃ、色等についても今後統一するかどうかについてはまだ結論は出てないということで理解をしいんですかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私といたしましては、できるだけ統一をして延ばしていったらという気を持っておりますけれども、これはやはり予算的な問題もございまして、また工法の問題もあります。ということで研究をしておるといってございまして。

以上でお答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

検討されているということでございますので、今回を機にぜひ実施をしていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それと駐車場の確保の問題です。これはきのう神近議員が言われましたので、一番いい案を言われました。時間帯での駐車禁止云々と言われましたので、それはそれでいいことだというふうに思っております。

そしてもう一つは、やっぱり市長は本通の近辺にも駐車可能なところはかなりあるというふうに言われました。ただ月決めのところが多いのは事実なんですよ。私が一つ考えたのは、本通沿いの旅館というのは4軒ほどありますかね、こういうところとの連携ですよ。例えば、昼間にそこをショッピングの方には貸していただくとか、非常に難しい問題ではありますが、きのう神近議員が言われたことに加えて、そこら辺についてもぜひ御検討していただきたいということを申し述べて、次に移ります。

障がい者の就労支援の問題でございます。

これは担当部長にお伺いをいたしますけれども、障害者の法定雇用率の制度にかかわる指導監督権限は佐賀労働局がやるのが筋なんですけれども、まず自治体の法定の雇用率、そして民間の法定の雇用率、それぞれ何パーセントしなくてはならないというふうになっていきますか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

障害者の法定雇用率につきまして、自治体につきましては2.1%、そして一般の企業につきましては最低1.8%というふうに理解しております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

お伺いしますけれども、嬉野市の職員は何名おられて、現在、体の不自由な方々等含めて何名様雇用されていますか。そして、パーセンテージは何%ですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

現在、職員数が230だだと思います。障害者の雇用が3名、率としまして1.3%、未達成になっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

自治体が目標の2.1%に頑張ってくれないかと、法定雇用率ですからね、ということですよ。そうすると、本庁の場合6名ほど、5. 何ぼになりますか、やっぱり6名雇用をすべきだというふうに思うんですよね。私どもの会社も、この障害者自立支援法が制定され、やっぱり福岡県の方から本社の方に障害者を雇ってくれと。あなたの企業は法定雇用率にいつてもせんよという指導が4月にあっております。現実やっぱり障害者の就職差別というのがあ。るわけで、何とか採用しなきゃならないということで努力をしているわけで、市長これせめてやっぱり法定雇用率までアップさせるという、厳しい情勢だと思いますけれども、気持ちはございませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

年度のとり方によって若干相違はあるんではないかなと思っておりますけれども、法の趣旨もございますので、それに向かって努力をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ぜひ一遍に、理想的には2.1%いくのがハードルを超えるのがいいでしょうけれども、そこら辺について直接的には県が障害者の雇用については関与しているわけですが、

やっぱり行政の自治体が法定雇用率というのはぜひ守っていただきたいと、努力をしていただきたいと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

民間企業についての1.8%、これもいろんな見方はありましようけれども、まだまだ厳しい状況なんですよ。そこら辺については県も今指導を一生懸命しておるわけですが、市においてもやっぱり機会あるごとにPR等はぜひしていただきたいと思います。

もう一つ、就労支援ということで市長にお伺いしたいんですけれども、例えば、市の施設の中で障害者の雇用はどのぐらいしていただいておりますか、職員のほかに。今まで従来の委託とか、そこら辺わかっていたら御答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えします。

私どもの職員のほかに臨時の方、また嘱託契約、委託の契約の方もおられますけれども、障害者という方は雇用していなんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えば、みゆき公園ですか、あの周辺にはたしか知的障害者を雇っておられるような気がするんで、そこら辺の私自身としてはもう少し拡大が何かできないかなという、私、要望的な意見なんですけれども、市の施設の中でどこか障害者の方を雇い入れるところがないかと、もう少し拡大できないかという要望です。ぜひそこら辺についてはやっぱり御検討をしていただきたいと思いますので、どうですか、市長。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、御指摘のことにつきましては、これは業務の契約先ということで、知的障害者の施設の方をお願いしているということはありません。ただ、それぞれ私どもの臨時とか、契約して働いてある方になりますと、同一職場というのがなかなか難しく、今効率的に動かそうということで、職場の移動をしながら働いていただいているというような状況でございますので、適職があるかどうか、なかなか厳しいことあると思います。しかしながら、今回のことにつきましては、前向きに努力をしてまいりたいと思いますので、今後仕事の内容によっては、できることにつきましては、ぜひお願いもしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

時間があと30分しかないので、とにかく雇用可能な場所をぜひもう一回、御検討をしていただきたいと思います。

次に、障害者の雇用したときの助成金制度の問題です。

これは県が一生懸命やっておられますけれども、やっぱり市においてもそれなりにもう少し努力をしてほしいという意見であります。雇用の助成金制度については、県や雇用促進協会におんぶにだっこというような状況です。市として担当部署においても、ぜひとも資料あたりをお持ちなんでしょうけれども、やっぱり庁舎内に置いとくなり、市内の民間企業等にPR等ももう一回してほしいと思いますけれども、福祉部長、そこら辺について、例えば、企業が受ける助成金制度については、やっぱりどうでしょうか、今まで市内の、例えば、民間企業さん等にPRされた経緯、管轄外だったでしょうけど、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

障害者雇用の奨励金の制度につきましては、各種、大体県が主体で事業実施をされております。障害者本人に対する給付と雇用主に対する給付、これ両面で給付制度がございます。いろんな制度ございますけど、障害者につきましては、就職の準備の訓練とか、あるいは職場研修とか、そういったものに対する日額の手当、それから雇用者に対しましては月額訓練生1人を受け入れれば何万とか、何十万とか、そういったことで制度がございます。こういった制度につきまして、確かに現在まで商工会等、特に企業の関係者の方に対する積極的なPRは市の方では具体的には行ってないというようなこともございますので、今後努めてそういった方向にPRを進めていきたいというふうに考えます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

資料的に私も持っているんですけども、障害者を雇用したいとき、助成金ということで、先ほど部長が言われましたように、職場適応訓練とか障害者雇用促進奨励金とか障害者雇用調整金とか、さまざまな制度があるわけです。これについては県でそれなりの企業ハンドブックですか、何かそういう形でPRされているでしょうけれども、まだまだ市内の民間企業等には向かっていないというのが実態だと思うんです。ぜひ今回の17年法制定を期に、市においてもぜひPRをもう一度、県とあわせてという形になりますけれども、やっていただきたいということを、これについては要望しておきたいというふうに思います。

次に、教育の問題に移ります。

2学期制の問題について、いわゆる教育長の方からメリット、デメリットを言われました。この2学期制については、私ども嬉野の議会のとときに言われたのは、いわゆる試行であると、よって、やってみると、そして効果があれば拡大をしていくという方針であったわけですね。教育長としては、今回塩田に導入をされたわけです。そこら辺については、メリット、デメリットを十分踏まえた中で2学期制移行に旧塩田町をさせたのか、新市、嬉野市一緒になったから統一しようという形でされたのか、そこら辺が明確になっていないような気がしてならないんです。

教育長が言われたのは、それは教育長自身の分析であって、現場の分析かというのをちょっと疑問に思うところがあるんですけども、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えいたします。

旧塩田町におきましては、1年間かけて検討委員会を立ち上げてまして検討いたしました。それで、18年度は、今年度は塩田町の方は試行という形で実施をいたしておるところでございます。

現場からの意見ですね、そういうものを集約して学校から総括して上げてもらっておりますので、私が先ほど申し上げましたそのメリットの中に含まれているというふうに、私は判断をいたしております。

ただ、3学期制も2学期制もメリット、デメリットあるわけでございますので、やはりデメリットがあればメリットの方により近づけるように努力をしていかなければならないというふうに思っております。

また、この2学期制というのは目的ではありませんで、手段でございますので、その手段としてきちっとできるように、これから充実に努めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

試行ということでやっていくわけですね。メリット、デメリットも入れて、メリットが大きいから本実施にするというようなことになると思うんですよね。塩田は今年度が試行であるということで理解しとっていいんですか。試行して、メリットがあるならばそのまま継続して行っていくと。嬉野についてはメリットがあったから継続して行っているんだというふうに理解していいんですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

この2学期制につきましては、各学校長が教育委員会に申請をいたします、2学期制にしたいと。それで、教育委員会として承認している1年限りの時効でございますので、もしデメリットの方が大きいというふうに判断をすれば、これはまた3学期制に戻してもよいと

いうふうに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃ、検討委員会は何のための検討委員会ですか。教育委員会、教育長は携わっていないんですか。学校の判断で2学期制決めていいんでしょうか。校長の権限ですか。そうじゃないのじゃないんでしょうか。校長、教育委員会一体となって協議して、そしてどうするかと決めているんじゃないんですか。学校の判断ですか。学校の判断で嬉野の中学校は校長の判断で2学期制試行したけれども、やっぱりメリットがあったから平成18年度も続けますという結果になったんですか。教育委員会、何もかかわっていないんですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えいたします。

もちろん教育委員会も指導、助言をいたします。指導、助言をした中で協議をして、そういうふうに決定をしていくわけでございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

もう一回確認ですけれども、助言はするということは、中学校の校長に2学期制をするかしないかの権限はあるというふうに理解をしいですか、その考え方が重いんだということで理解をしいんですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えいたします。

学校長が学校経営の責任者でありますので、その辺は学校長の判断というのは大きいものと、私はとらえております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ということは、要するに学校で、例えば、嬉野中学校で保護者等の意見が、やっぱり2学期制は問題があると、3学期制に戻せという意見が出たと、それも校長がそこで納得して、嬉野中学校としては3学期制に戻したいということであれば、教育委員会、教育長もそれに追随するというので理解していいですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えいたします。

教育委員会に図りまして、そういうことになれば、それはそうせざるを得ないというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

はい、わかりました。校長の2学期制、3学期制にするについては、考え方が非常に左右をするということで理解をしておきたいと思います。

メリット、デメリット、いろんなメリットもあるだろうし、デメリットもあるというふうに思っているんです。教育長も言われましたように、一番気になるのが、保護者が理解をしていないというのが多いんです。なぜかという、2学期制になると、今まで通知表というんですかね、成績表、これを7月にもらいよったもんやから、9月までないんですよ。そこら辺について、知りたいというのが多いというんですよ。夏休み前のうちの子の成績がどうやったのかと。逆に言えば、私から言わせればそういうのが実施する前、事前に保護者に徹底をされていないから、こういうことが生まれてくるのではないかと。考査を減らしたり、テストを減らしたりしてゆとりある云々と、そして授業時数確保していこうということで、せっかく2学期制にしたとしても、理解ができていないわけです。

あるときは教育委員会、教育長がよく言われる学校と地域と子供たちが一体になってとか、いろんな地域でとか、保護者とPTAと学校が一体となってと言われるけれども、こういうことを実施するときは意外と無視して、学校の押しつけだけをやっているという部分がある

わけですよ。それで、地域で子供を守るパトロール、こういうのには協力してくれというようになるわけでしょう。そこら辺、私も聞いたのは、よく小学生の保護者から聞くのは、成績表がなしなかとですかと、それは事前に説明しちゃったとやなかですかて言うばってんが、理解されていない方多い、一つだけとってみれば、そういうことも起こっています。

そして、これはいつかの嬉野の議会でも田中政司議員が言われましたけれども、これは東北地方で起こったわけですよ、2学期制は。気候的なものも考えて、夏休み短縮していいやないかと。これが九州の気候に合うかどうかというのもあるわけですよ。教育長にお尋ねしたいのは、2学期制になって、夏休みが何日つぶれて、8月の何日から大体今子供たちは登校していますか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えいたします。

嬉野地区の方は8月の末の2日間ですね、登校をしております。その2日間を秋休みという形で10月の1学期と2学期の合い中のところにとっているというような状況です。

それで、塩田の場合は試行ですので、8月末はとらないということで、10月の土、日、祝というのがあります。10月7日から9日までですかね、その3連休を使って秋休みというふうにしております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

メリットとして、私がお聞きしたのは、中学校だけメリットをお聞きしたんですよ。というのが、中体連に集中することができる、これが大きなメリットであろうというふうに、先生方もそのように言われるわけですね。ほかはそう実感としてないと、はっきり言ってですね。そのような状況であります。

先ほど教育長言われましたように、2学期制については、学校の校長の考え方が重視されるということでもあります。そこら辺について、試行という形で今回やられるわけで、試行があればやっぱり検証をして、そして、継続して続けるのか、そこら辺のめり張りはぜひつけていただきたいということを要望しておきたいと思います。

時間がございませんので、下校時の安全確保に移りたいと思います。

危険個所のチェックについては、各学校でやられているのも事実なんです。ただ、学校と子供たちと通学路を一つ一つ歩いて点検して危険個所を見つけて、そしてマップをつくっているという、ここまで進んでいるところもあります。これ、教育新聞あたりに載っているんですけども、東京都の中ではさらに進んで、いわゆるパトロール隊も一緒になって、子供、学校、パトロール隊、保護者一体となって、その校区の通学路を実際通学する子供たちも一緒になってチェックをやっているわけですね。ここが危険であると、子供たちから見て危険な箇所はないかと、保護者から見てここは危険だと、また第三者から見て、パトロール隊から見てここが危険だと、こういうのをチェックして最後マップをつくっているというのが現状なわけですよ。そこら辺について、教育長、嬉野市の中でそこまで進んでいる地区はあるのかどうか、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

答弁をいたします。

学校によっては、そこまで進んでいるところもございます。しかし、前にも答弁いたしましたように、まだ半分ほどしか済んでいないというところもあるようです。

ただ、マップにつきましては、これはそういうふうな地域の方々からいろいろな意見が寄せられ、ただ、その都度校正をしていくと、更新をしていくというふうにしておりますので、それからまた今度の地域ぐるみの学校体制整備事業の中でも、専門家等たくさんおられますので、そういう方も一緒になって、こういう点について検討したらどうかというような提言もいただきますので、そういうことも含めて、順次更新をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今、パトロール隊、一生懸命頑張っているのも、私も感謝をするわけですが、例えば、私、先ほど言いましたように、子供たちと学校とパトロール隊、PTAも含めてですね、一緒になって、いわゆる危険箇所をチェックしていたら、立つ場所も違って

くるんですよ。はっきり言ってですね。例えば、この地区からこの地区までは1人になる子がおると、ここをやっぱり立ち番して見ろうとか、こういうふうになっていくんですけども、今抜けているのはそこなんですよ。

だから、子供たちがいっぱい通うところに皆さん御足労いただいているわけですよ。それに対しては感謝するんですけども、ただ抜けているところがあるということなんです。抜けているところで事故が、やっぱり事件が起こるという可能性があるわけですよ。そこら辺を私は言いたいわけで、三者でチェックしとったらそういう問題出てこんということと言いたいわけですので、私は早めに、先ほど言ったパトロール隊も入れた中で、合同で通学路をチェックすることが大事じゃないかということをお話したいわけなんです。

それともう一つは、地域パトロール隊の課題です。これは長期的なボランティアでいつまでするか、非常に長いボランティアなわけですよ。そうすると、必ずや息切れをしてくるわけですよ。今、老人会を中心に、あるいは地域の役員を中心に頑張っていております。しかし、ちょっと中だるみのところ、地区もあるわけですよ、はっきり今見よってですね。武雄の御船丘小学校校区、嬉野以外でも申しましたけれども、花島校区では登録制度をしたわけですよ。登録制度というのは、いわゆる地域の役員さん、あるいは老人会のメンバー、PTAのメンバー、そして老人会の役員でもない、いわゆる年金をもらっている方、この人たちを登録していただいて、ボランティアでパトロールしてもらえませんかという広報をして、その地区の方が、そして登録していただいて、そして日割りで担当を決めていくわけですよ。

例えば、来週の部分は金曜日に次の週の分をずっと何月何日はあなたがどこの立ち番で、あなたはこの通学路をウォーキングする役目ですと、そういう役目。そして、もう1人の方は車を動かして通学路を巡回する人ですというふうに全部埋めていくわけですよ、進んでいるところは。そこまで行くとるわけですよ。そこまでやっぱり最終的にはしないと、長期的にできないんじゃないかと。老人会任せ、あるいは地区の役員任せ、ぜひ私が嬉野の中でしてほしいのは、やっぱり登録制度、老人会に入る前の方もおられるし、平日に仕事休みの方もおられるわけですよ。協力できる方、まだおられるわけですので、そこら辺についてはぜひ御検討をしていただきたいと思います。推進委員会もできておるようですので、そこら辺について、再度御検討をいただきたいと思います。

それと、不登校の対策でございます。

これについては、県の指導としても嬉野市、大きくなったんで適応指導教室をつくったらどうかということだと思えます。これは嬉野町議会の中でも私も2回ほど意見申しましたけれども、非常に財政的なものも含めて厳しかったと思います。教育長としては、この不登校に対処するための適応指導教室、これについてはやっぱり設置していきたいという考えなのか、それとも従来どおり訪問指導員を中心とした、訪問によって不登校対策を講じているとされているのか、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

不登校の児童・生徒の中には、いわゆる嬉野中学校はいちよう教室とありまして、復帰教室をつくっておるわけですね。それで、学校には行けると、そこには入れると、しかし、学校にも行けない、また、途中でちょっと休憩をしたいという、そこまでなら行けるとい、そういう児童・生徒もおるわけでございます。だから、そういう児童・生徒のためには、やはりこういうふうな適応指導教室等を設置して、そしてそこまでなら行ける、そこでいわゆる登校するエネルギーをたくわえて、そして今度は学校までは行けるとい、そういうふうな段階を踏んだ、そういうふうなシステムというのは必要であると、私は思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

次の余裕教室との関係も出てくるわけですが、適応指導教室は学校外と、やっぱり余裕教室でやっている自治体もあるわけですよ。今後、余裕教室が出てくるかどうか、出てこない、今学校のいろんなことで使っているというふうに言われていますけれども、やっぱりそこら辺について、余裕教室をもう少し見直せば、何とか適応指導教室が余裕教室でできるのではないかというような気がしてならないんですけれども、中学生は何名ぐらい不登校なのかわかりませんが、そこら辺、保健室登校もおられるわけで、含めてやっぱり余裕教室できないことはないと思うんです。今、いろんなところ使っているのをもう少し見直せばですね。そこら辺について、例えば、嬉野市の学校の余裕教室を使って、旧嬉野中でもいいですけども、そこら辺についてやっぱり考えられませんか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

私は学校内に適応指導教室を設置するよりも、一つ一歩手前、学校外で、例えば嬉野総合支所等もかなり空室もあるようですので、そういうところを活用してやっていけばいいのではないかなというふうに、自分なりに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私は学校の余裕教室を使った方が経費的に要らないかなということで発言をしたわけですが、学校外でやればなおいいのかなというふうに思っております。これ、佐世保市あたりも佐世保駅の近くに適応指導教室がございまして、早岐中学校、三河内中学校、10時ぐらいから通学しているんですね。無理しないで、何時間ぐらいねて私聞いたら、3時間行きますって言いよったですね。1時ちょっと過ぎ帰ってくると。段階によってそういうふうに3時間頑張れる子、5時間頑張れる子、いろんな指導がされておりますので、私はやっぱり効果はかなりあるというふうに思っておりますので、ぜひ御検討方をお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。

余裕教室の件ですけれども、今後将来的に出てくる可能性がありますので、ぜひ余裕教室の扱い方、社会教育の事務所にか、あるいは老人会の事務所にか、いろんな自治体によっては検討されています。余裕教室を使う要綱といいますか、こういうのもできとる自治体もあるようでございますので、今後の課題としてぜひ御検討をいただきたいと思えます。

それと、木材を利用したゆとりある潤いあるの学校施設づくりということで、教育長の答弁では全面、いわゆる改築の話で木材を使ったと言われていると思えますけれども、私が言っているのは既存の学校施設の中で、例えば、床を木に変えられないかと、こういう意味での質問でありますし、例えば、教育相談室を木の木材を使ってぬくもりのある部屋にするとか、こういう意味での質問でございます。そこら辺について市長、これ国庫補助等も、国もかなり文部科学省も推進をしているわけですけれども、取り入れるという気持ちはござ

いますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

既存の学校のことで申し上げますと、吉田小学校をつくる時に原則を、やはりこの木の香りのする学校にしていこうということで、全体的な設計自体はもちろん鉄筋コンクリートでございますけれども、中はすべて木造をすると、そしてまた、それについて補助制度も生かしてやってまいりました。そういう点で、成果として上がっているんじゃないかなというふうに思っております。

また、嬉野町議会でも一度御検討いただきましたけれども、例えば、嬉野小学校の中で人工芝がありましたけれども、それを撤廃して天然芝に変えて、やはりこの自然の足触りといえますか、そういうものを感じていただこうとか、そういうことをやってきたわけでございますので、今回、御提案につきましては、私も賛成でございますので、機会がありましたらぜひそういうことで対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えば、大草野小学校、きのうも出ましたけれども、老朽化しているのも事実ですけれども、ここについては支援団体、益世会がございますよね。益世会というのは山を持って、かなり大きい木になっています。こういう団体の協力をいただいて、例えば、大草野小学校の床を木にしていこうとか、やっぱり空き教室幾つかあります。そこら辺を教育相談室に、木のぬくもりの部屋に変えていこうと、こういうことができないかという意味で質問したわけでございますので、ぜひチャレンジをしていただきたい、御検討いただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、最後の最後でF A制度についてでございます。

大型のF A、茶工場じゃございませんけれども、嬉野中学校が新聞見ましたら応募されていましてね。大草野小学校に行ったとき、応募がないと、12月でしたので、あったんですけ

れども、嬉野の嬉野中学校が学力向上を学校の目標として対象校になっていますよね。近隣では太良中学校、これも学力向上です。例えば、F A制度は3名応募して2名採用されるわけですよね、面談をして。校長の考え方に左右されるわけですがけれども、私が不思議に思ったのは、学力向上という目標を掲げてF A制度かと思ったわけですよね。学力向上については、日ごろからやっぱり学力向上を目指して頑張っていこう、いろんな目標方針を立てて指導をされているわけでしょう。上乘せして学力向上というのは、私は腑に落ちなかったわけですがけれども、教育長、例えば、学力向上を目指して嬉野中学校がF A制度でいい先生が来ていると、例えば、保護者が思ったとした場合、吉田に在住する子供たちは嬉野中学校にすばらしいから行きたいと言ったときはどうなりますか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

F A制度を活用した異動と、それから今までやってきました（「教育長、それはわかるところから、吉田の子供たちは嬉野中学校に行きたいと、行けますかと。いい先生がF Aで来ておるから」と呼ぶ者あり）わかりました。学区制をしいておりますので、それはできないと思います。事情がなければですね。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

問題はそこなんです。やっぱり自主的に学校は決められないわけでしょう。この制度を設けて、教育長はいい制度と思っておられるかもわかりませんが、保護者から見れば行きたい学校に行けないわけですよ、はっきり言って。そういう矛盾が一つはあるわけですよ。そして、その嬉野中学校の教職員の方、大体何名おられますか。（「35名です」と呼ぶ者あり）35名おられて、2名がF Aで来た先生なんです。校長の方針がすばらしいと、私もそういうふうにやってみたくて2名来られたんですよ。それで、目標とした学力向上ができるのかという疑問もあるわけです。

嬉野中学校の校長先生は、たしか1年で退職ですよ。そして、F Aで来た人は4年間いるんですよ。こういう矛盾した制度を、対象校はしかも単年度ですよ。嬉野中学校は多分原則として来年は対象校になれないはずなんです。1年もしないで目標を掲げたのが消えて

しまうんですよ。この制度の矛盾といいますか、大変矛盾が多いわけですよ。この新聞の6月13日ですか、見てみますと、ほとんどが学力向上で対象校になつとるわけですよ。学校は学力向上をさせるために、日ごろから教職員、校長一体となって、やっぱりどう学力を上げていくかという研究をされているわけでしょう。上乘せして学力向上、生徒指導に力を入れて、荒れている学校ですよ、唐津の何とか中とか、基山の何とか中とか、かなり有名なところですけども、これ、生徒指導に力を入れたいという対象校、F A制度なんですよ。

私が言うとするのは学力向上に何で手を挙げて、それが認められてF A制度が実施されるかということで、非常に不審に思ったところであります。校長先生の経験もあられるわけで、学校の教育目標、教育方針を決めるときは、校長単独で決めるんですか、それとも教職員の理解を求めながら、教職員の意見等も聞きながら方針というのを決めて、どういう指導をしていくかということで協議がなされてきたと思うんですけども、そこら辺について、校長いかがお考えですか。このF A制度で行くとするならば、単純に言えば校長の権限だけが大きくなる、そういうふうな気がしてならないんですけども、経験上、教育長、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

校長の意見だけが通るというわけではございません。もちろん職員会議というのがございますので、その中で職員の意見も十分聞いて、そして最終的には校長が判断するというふうになっております。

それから、なぜ学力向上一本化ということですけども、やはり今まで学力向上を推進するためには、それに非常に熱心な先生方というのが必要なわけです。それで、そういう先生方が3名大体学校におられたら、その学校は活性化して、その方向に進んでいくというような実績もあるわけですし、そういうことで、やはりそういうふうに特に学力向上に熱心であるというような先生方を集めて取り組むということは、その学校のその目標達成のために私は効果的ではないかというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

これを実施する側ですから、教育長は否定的なことは言えないわけで、何か少し無理して言うておられるんじゃないかという気がしてならないんです。このF A制度はやっぱり2名なもので、教育現場では違和感は確かにあるらしいですね。やっぱりF Aで来た人、そうでない人、そして3名受けて1人落っこちた人、この人たちはやっぱりかなりいろいろ考えておられる状況でございます。最終的には学校というものは子供たちをどう教育するかとありますので、ぜひともF A制度については、やっぱり現場の実際教育に携わっている教職員さんの意見等も十分聞きながら、慎重に対応していただきたいということを要望いたしまして、長くなりましたけど私の質問を終わります。どうも済みません、ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで山田伊佐男議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですけれども、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

5番園田浩之議員の一般質問を許します。

○5番（園田浩之君）

議席番号5番、園田です。議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。六つほど質問を準備しております。

まず一つ目、高圧線の真下に建設された嬉野小学校校舎について、二つ目、社会体育の加熱指導から子供たちを守れないか、三つ目、良識ある社会体育の指導者に対し今日までの功績・功労を何らかの形で考慮できないか、四つ目、福祉タクシーについて、五つ目、本庁・支所のデータの共有について、六つ目、洋式トイレ化の進捗状況について。

高圧線の質問をこの壇上からいたし、あとの質問は質問者席からいたします。

まず、嬉野小学校移転先が決められた過程についてお尋ねしたいと思います。

昨今といいましても、もう10年ぐらいにはなりますが、電磁波が人体に与える影響がマスコミでも取りざたされるようになりました。それでも、欧米におくれること約20年、諸外国では高圧線の隣接地に学校をつくらないのは当たり前ということだそうです。

私が九電さんのところに行きまして調べたところ、高圧線側のルートに設置されたのが昭和51年2月ごろ、嬉野小学校があそこに建設され始めたのが平成4年ぐらいとお聞きしております。今となつては、小学校の移転先が高圧線の真下をわざわざ選ばれたということになります。さらに、あの敷地の中で3階建ての校舎が高圧線の真下に来るように配置され、屋根から高圧線までの距離は、最短の場合10メートルを切るということです。校舎建設の工事も困難だったことが容易に想像できますし、九電としても大変迷惑じゃなかったらどうかと思います。実際に九電の関係者からお聞きしましたところ、工事中は警告用のワイヤーを鉄塔間に張り、さらにネットを張り、監視所を設け連日安全作業を監視したそうです。

なぜそこまでして高圧線の下に建てる必要があったのか。15年以上も前のことになりますので、市長はもとより当時の執行部の方もここにはだれもいらっしゃらないので、答えようがないかも知れませんが、議事録なりはあるでしょうから、どのような経過で用地が選定され建設に至ったのか、なぜ前の用地ではいけなかったのか、この説明をお願いいたします。

もう一つ、高圧線の移設についてということですが、どのような過程をたどったにせよ、できてしまった小学校を今から移すのは大変なことです。とすれば、子供たちの健康を守るために、九電に対して高圧線の移設をお願いする方法しかないと思います。そこで、市長、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

議席番号5番、園田浩之議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく6点でございますが、まず、高圧線の真下に建設された嬉野小学校校舎についてということからお答え申し上げたいと思います。

嬉野小学校につきましては、以前の校舎が老朽化により改築が計画され、当時の校舎敷地内での再整備よりも、新しい敷地を確保し、平成2年に地質調査が行われ、平成3年には用地買収が行われております。

決定された経緯については、記録からでございますが、移転の理由につきましては、学校敷地全体が狭く基準以下でゆとりある敷地がとれない、運動場についても狭く100メートルの直線距離がとれない、また、いろいろなクラブ活動も合同使用しなければならず不便である、また、町役場や農協などと近く、また国道とも近く、落ちついて学習できる環境がほし

いなどから移転が求められて決定したものだと思われま。結果として、以前の敷地より2.25倍の敷地が確保できたものと思いま。また、校区内での適地として、加えて区画整理などの事業等も後ほど行われ、地域として小学校区として完成したところがございます。

議員御発言の高圧線の影響につきましても、当時も調査を行っておられると思いますが、特に問題はないとの判断で決定されたと聞き及んでおりま。

また、現在の影響につきましても、九州電力に問い合わせをいたしておりまですが、影響は考えられないということであり、移転についてお願いする必要はないと考えておりま。

以上で、私に対するお尋ねにお答えとさせていただきますと思いま。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

おおむねそのような回答が得られるものと思っておりました。私も九電にあいさつに行き尋ねたところ、そのような答えが返ってきました。ですが、その当時は、もう15年も前の話になりますけど、昨今、先ほども申しましたとおり、電磁界、むしろ最近では超電磁波、そのことが10年近く前から非常に問題になってきておりま。

そこで、電磁波が人体に及ぼす影響を調査した結果が公表されておりますので、ちょっと読ませていただきます。

昼食の時間に、市長と教育長には、私がホームページで随分検索したものの中から数点データをお渡ししてありますが、特に今回問題にしている高圧線が発している低周波の電磁波について、公的機関が発表した結果を幾つかお手元に配っております。

2002年に公表された国立環境研究所の疫学調査結果では、高圧送電線や電気製品から出る超低周波の電磁波が及ぼす環境では、子供の白血病の発症率が2倍以上との結果が出ておりま。去年の6月に、英国ブリストル大学の研究グループも、高圧線の近くで幼少期を過ごした人の白血病発症率は約2倍と、同様の結果を発表しておりま。また、独立行政法人産業医学総合研究所の研究報告でも、非常に控え目な表現ではありますが、50ヘルツの磁場が免疫反応で重要な役割を演じているサイトカインというたんぱく質の生産に対し少し影響が見られたと報告しておりま。これはすべて公的な機関が、しかも電磁波の危険性について及び腰だった我が国で認めた調査結果です。北欧などの他の国では、もっと前から多くの調査結果が重大な危険性を指摘していたそうです。

重大な病気にまでならなくても、頭痛、目まい、いらいらや不安感など日常生活に支障を来す症状については相当数の人が悩まされているようで、日本でも電磁波過敏症という名前で知られるようになってきたと聞いております。もし嬉野小学校にこういう子供が、そのような症状に悩まされていたらどうでしょう。ほとんどの子供が、本人のせいではないのにもかかわらず、「落ち着きがない」とか、「この子は無気力だ」とか、「粗暴だ」などの言葉で片づけられているのかもしれませんが。潜在的な公害で人生を台なしにされてしまうかもしれない子供が多数いるかもしれないと思うと、そら恐ろしく感じます。

ことしの秋には、WHOが電磁波に関する新たな指針を発表し、今まで国際的には灰色扱っていた電磁波に、より厳しい基準値の検討を関係各国に促すそうです。

ここまで公的機関が危険性を認め、さらなる警告にも踏み切ろうとしている今、小学校真上の高圧線の移設依頼というお考えはないか、くどいようですが、改めてお聞きいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、当時十分に調査をし、また設計段階でもそのようなことにも配慮をして建設されたというふうに承っております。また、これは公的なですね、いろいろなことですが、私どもの方に、要するに確立した学説としては参っておらないわけでございます。

また、小学校についての御意見でございますが、高圧線の下というのは、これはもう全国全世界、相当数の方がおられますので、そういうことが本当に問題ということになれば、小学校以前にそういう方が退去されるとか、また補償をするというようなことになろうと思います。現在のところ、私どもが得ておりますデータについては問題ないということでございますので、申し入れはいたさないということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

大体そのようなお答えが出るだろうとは予期しておりました。

高圧線の鉄塔を1基移設するのに費用が大体どのくらいかかるか、市長は御存じでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

高圧線の鉄塔工事につきましては、直接は関与してございませんけれども、区画整理事業のときに張りかえられて、工期的は相当長くかかれたということは存じております。ただ、費用については存じておりません。

ただ、議員御発言でございますけれども、その高圧線の移設ということになりますと、それよりもやはり後から建設した小学校の移設ということが常識的じゃないかなと思います。しかし、それは今のところ私は必要じゃないと思っております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

当然、小学校が後からできておりますので、小学校を移すという方法しかないかもわかりませんが、私が調べたところによりますと、1基鉄塔を移設するのに大体どのくらいかかりますかと九電さんに尋ねました。その規模にもよりますが、1塔20,000千円から30,000千円。1塔だけ動かすといってもそれは無理な話で、当然前後がありますから、最低でも3塔移設せにゃいかんということですね。20,000千円から30,000千円、多く見積もって30,000千円としてもざっと1億円ですか、1億円で何とか小学校真上の高圧線が回避できる可能性としてあるわけですね。

そこで、現在嬉野市の予算が年間おおむね100億円。それで、嬉野インター前の、皆さん御存じかどうかわかりませんが、嬉野インター前のあの下りの輪っかですね、あれの建設費が1億円を超したと私は聞いております。おおむねその金額ぐらいで移設が可能であれば、今現在のところはそういう発症例もないんですけれども、可能性としては、私たくさん資料を持ってきているんですが、市長と教育長には2点か3点しか提出していないんですけれども、かなり検索して調べました。可能性としてはこれから、まだ潜在のあれがありますので、ゼロとは言えませんよね。あの輪っかが1億円、鉄塔移設するのに1億円。鉄塔を移設する

ことによって、子供の安全がある程度は回避できるし、安全を確保できるわけです。その1億円を市長が高いとお感じになるか、安いとお感じになるか、どうでしょう。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言でございますけれども、高圧線は、もちろん全面撤収ということが可能であるならばいろいろ考えられるでしょうけれども、小学校のところから高圧線を撤収しますと、次はどこかの民家にかかるわけでございます。小学校がいいから民家が悪くていいということはないわけございまして、そういうことは常識的には考えられないと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

私も小学校に何度か足を運んで、高圧線のルートというか、線の走りぐあいを調べました。小学校の校舎の嬉野中学校寄りですね、あそこの方には民家もまズないしというか、ゼロじゃないんですけれども、全面的に移すんじゃなくて、小学校の校舎の上を回避するだけの話であります。撤収とかなんとかじゃなくてですね。それは九電さんとしても、技術的とかそういうのは何の問題もないと。ただ、地権者——田畑を持っている方ですね、ゼンリンの地図なんかを見ましても、通っている下の民家への影響はもちろんなかったわけですが、もしあったとしたら当然、相談をしたりとかせにゃいかんでしょうけども、実際として迂回——迂回というか、移設ですか、何メートルか、何十メートルか知りませんが、移設としては九電側は頼まれたらやりますということでございました。

最近の報道では、出生率の低下に歯どめがかからず、政府は大慌てで安心して子供を産み育てる環境づくりをアピールしようとしているようです。そこで、そういう今だからこそ市長、嬉野市としても子供を安心して学校に通わせられる環境づくりはぜひ必要だと感じ、全国に先駆けるならタイミングとしては今じゃないかなと。

また、当嬉野は全国に名の知れた健康保養地でもあります。その健康保養地で小学生が高圧線の真下で学び遊んでいるのはいかがなものかと思えます。そこで市長、全国に先駆けた

英断を下され、高圧線の移設の実行を切にお願いして前向きに、私がきょう示しましたデータをいろんな形でも、ほかの方なりいろんな知識のあるような方にでも参考として聞いてみられたらいいと思います。そこで、移設の実行を切にお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、教育長に質問になるわけですが、社会体育についてですが、小学校、中学校の施設、体育館とか運動場のことになるわけですが、大人の方が子供たちにスポーツを教えている社会体育の活動のために、ここ半年ぐらいの使用の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

嬉野市内で、社会体育が補助を受けているクラブが27クラブ、それ以外のを加えますと34クラブあるようでございまして、実態調査をいたしております。

それによりますと、クラブの休みが週1回というのが5クラブ、2回というのが8クラブ、3回というのが8クラブ、4回が6クラブというような状況でございます。それで、大体週2回から3回は休みがあっているというふうに考えております。だから、実施しているのは3から4というふうに考えていいんじゃないかなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

教育課の担当の方に、各小中学校にアンケートをとっていただきました。今教育長に答えていただきましたけれども、その中に、5日以上同じ団体に使用を許可している学校が、アンケートの結果6学校ですね。団体で10団体ありました。アンケートの結果、5日以上でありますので、5日も含まれるし6日なのか7日なのか、ぶっ続けなのかわかりませんが、自分としては5日までが限度じゃないかなと思うんですが、中には、休みが1日もない団体というのも当然含まれているわけで、アンケートの中にも1週間ぶっ続け貸し通しという学校と団体が一、二ありました。部活じゃなくて社会体育として。

それで、まだ筋肉も骨格も十分でない子供たちが、過度の運動からひざやひじに障害を訴えた子供たちは以前から耳にしておりましたし、現在も聞いております。今はもうこういうふうな指導者はいないと信じてますが、私はかつて聞いたことがあります。間接的ですけど、実際はどうかわかりませんが、まず間違いないでしょう。

週に1回か2回スポーツをやっている、週に1回か2回塾に行っている少年が、ある指導者から——自分が指導を受けている指導者だと思いますけれども、その子は恐らくセンスがあったんじゃないかなと思います。野球なのか、サッカーなのかわかりませんが、「おまえ、塾ばやめんぎレギュラーばさせんぞ」なんて言われたそうです。恐らくその子はもう泣いたっちゃなかなかなと思うわけですが、中には——今はいないと思います。週にやっぱり6日も7日も運動をさせているということがですね、じゃあほかに何もできないというのはかわいそうだし、塾のみに限らず、野球もしながら剣道もしたい、サッカーもしながら空手もしたい、ほかにスポーツをしながら習字とかピアノのレッスンをしたい子供たちがかなりいるだろうと思われまます。

そこで、未発達の子供が一つのスポーツだけに終始すると、バランスのとれた体は形成しづらんじゃないか。片寄った筋肉とかになってしまいますので、バランスのとれた体は形成しづらんじゃないかなと思うわけでございます。ましてや、プロ野球だって週に移動日で2日ほど休みがありますよね。そういうことも踏まえまして、以上なことから、未発達の子供の体を考慮に入れると、一つのスポーツ団体への施設の使用の許可は、もう多くても5日が限界であり、週にやっぱり最低2日は休日を挟まないと、子供たちがかわいそうじゃないかと思われるわけでございます。

あるところで校長先生ともこういう話をしたときに、ある校長先生も危惧されておりました。そこで校長先生に、じゃあ体育館とか運動場の使用を制限したらよかつちやなかですかと私尋ねましたところ、学校の施設の使用の権限は学校になかとおっしゃるわけですよ。そういうわけですから、行政からもスポーツ団体への使用許可のことには何らかの対処が必要じゃないかなと思うんですが、教育長のお考えをお願いします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

基本的には1週間に2日間は休みというのが、成長期の子供たちにとっては大切であろうというふうに私も思っております。特に成長期でございますので、そういうふうな面に配慮したクラブのあり方というのは、当然今までも検討されてきましたけれども、これからも十分配慮していくように指導はしていきたいというふうに思っております。

それで、ただいま議員の御発言の中にもありましたように、やはりこの成長期には、スポーツだけではなくて、いろいろ感性をはぐくむような奉仕的なこと、自然体験的なこと、文化的なこと、そういう面も多岐にわたって私は学ぶ必要があるであろうというふうに思っております。それで、スポーツ一辺倒で子供の成長期を過ごすというのは、その後の成長にはプラスになる面もあるかもわかりませんが、十二分にプラスになるとは考えられないというふうに思っております。ただ、このクラブ活動というのが、放課後、あるいは土曜、日曜の子供たちの居場所づくりにもなっているわけですね。そういう点では大変私は感謝をしているところでございます。

それで、学校の施設は、最終的には教育委員会が許可をしているわけでございますが、どこのクラブがどれくらいの日数そのグラウンドを借りているのかという、その辺の把握はこちらの方ではしておりませんので、今後そういうふうなことも月ごとぐらいに調査をしまして、指導が必要なところであれば指導をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

前向きな御回答をいただきまして非常にありがとうございます。今後、さらに徹底していただいて、私が先ほど申し上げましたように、一つの団体にはやっぱり5日まで、貸し通してしまうと、例えば運動場だとしますと、狭い運動場だとほかの借りたい団体だってあるかもわからんわけですね。だから、そういうことを踏まえても、体育館にしる、運動場にしる、5日までにとどめていただくよう、校長先生を含め学校側にもそのような働きかけをしていただくと、子供たちも、今まで1週間ぶっ続け練習に行かんばいかんやったとばってんが、2日休みをもらうぎにゃ、例えば習字もさるっとか、ほかのスポーツもさるっとか、何々ばしよったばってんが、例えば小学校の低学年のときまでは何とかの塾に行きよったけど、そのスポーツばし始めたぎ、ごっとい行かんばらんごとなったけんが、もうされんごと

なつたと。そういうことに対しても歯どめというか、また、自分の昔やっていたおけいごととか、そういうことができるでしょうから、そこら辺を踏まえて教育長、しっかり御指導というか、よろしく願いしておきます。

再度また教育長にお尋ねなんですけど、ただいま申し上げたとの逆の現象のことになるわけなんですけど、1週間ぶっ続け、指導者は大変でしょうけど、指導している指導者もいらっしやいます。1週間ぶっ続けじゃないにしても、週に1回、2回、3回ほどでも、学校の施設をお借りして、決められた曜日、火曜日なら毎週火曜日、火曜と木曜とか、月曜と金曜とか、決められた曜日に、しかも決められた時間に、もちろん社会体育ですから学校の授業が終わった後、自分の勤務が終わった後、決められた曜日に、決められた時間に、子供たちよりおくれることなく10年、20年、長い方は30年以上、こつこつ子供たちに指導を続けている指導者がいろんなスポーツ団体にいらっしやると思います。

ほとんどの方がボランティア同様に指導をしていらっしやると私は思っております。そのような指導者の方々に対して、教育長なり市長なり行政の方の立場から、体育協会なんかを通じて、今までの功勞に対し表彰状なり感謝状というのもおかしいですけど、そういうのをたたえて当然じゃないだろうかと思は思うわけですけども、教育長と市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

私の方から答弁をさせていただきます。

地道な指導をしていただいている方たくさんいらっしやいます。そういう方につきましては、子供たちの健全育成を願って、本当に純粋な気持ちでボランティア的に活動していただいておりますので、大変感謝をしておるところでございますが、市の方といたしましては嬉野市表彰条例というのがございます。これによりますと、いろんな分野で功績のあった方につきましては、推薦委員会を設置して審議をいたしまして、そして、該当者がある場合は表彰するというような制度となっております。そしてまた、これまでも統一的な表彰の選考基準というものを示しまして、節目節目で表彰を行ってきたという経緯がございます。また、従来体育協会でも表彰を行ってきておりますので、表彰選考基準に該当するような方があられましたら、その折にでも検討していただきたいというふうに思っているところがございます。

なお、表彰というのは各スポーツ団体からの推薦が必要となっておりますので、そういうふうなことも配慮していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

大まかには教育長がお答えしたとおりでございますけれども、今こういう地域のつながり等が非常に必要なときに、社会体育といいますか、また文化活動もそうでございますが、地域で御指導いただく皆さん方の御努力は、本当に高く評価されなければならないと思っております。

実は、それに参加する子供たちについて、特に文化面でも差がありましたので、以前ことも文化祭というのをわざわざ開催いたしまして、学校では習わないことを習っている子供たちの発表会というのも公的に開催をしてきたわけでございます、そういう際には先生方にもお越しいただいて御尽力をいただいたわけでございます。

そういうことでございますので、今教育長申し上げましたように、いろんな機会を通じまして、本当に御努力いただいている方に敬意と感謝を申し上げるといえるのは大切なことであると思っておりますので、取り扱いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

非常にありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、福祉タクシーについてお尋ねをしたいと思います。

17年度までに支給されていた福祉タクシーのチケットが、本年度から自動車税、軽自動車税の免税を受けている受給者の方がその対象外になったとお聞きしましたが、その経緯を教えてください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

福祉タクシーについてでございますけれども、お答え申し上げたいと思います。

この制度につきましては合併以前からあったわけでございますが、合併以前の塩田町の制度につきましては、肢体不自由では、1級または2級で下肢及び体幹の障害に限られておったということでございます。また、嬉野町では、身体障害の方の1級及び2級となっておりますので、両町では一部違いがあったということでございます。合併後につきましては、対象者につきましては嬉野町と同じ取り扱いをしていこうということによって統一をしておるところでございます。

それで今回、自動車税及び軽自動車税の減免を受けておられる方につきましては除くことにしたということでございます。これは、以前は県の補助等も使って行っておったわけでございますけれども、今回いろんな事情がありまして、単独での事業というふうな形になりまして、私どももそちらの方を選んで努力しておるところでございます。そういうことで、実績におきましても、例えば平成17年度を取り扱いますと、塩田町の場合は648枚、嬉野町の場合は1,398枚ということに全体になっておりました。そして、お一人あたりは塩田町が20枚、それから嬉野町が16枚ということございましたけれども、17年度からは12枚つづりということでお配りをしておるとのことでございます。

そういうことでございますので、制度の縮小にはなりましたけれども、この福祉タクシー制度を存続するために、そういうふうな制度を少し変更したということによって御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

私がいただいたデータとちょっと違うんですけど、まあいいです。

そこで、自動車税、軽自動車税の免税を受けていらっしゃる方は、そのうちどのくらいいらっしゃいますか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

これは平成17年度の実績でございます。嬉野町につきましては、自動車税、軽自動車税の減免者の数は38名。それから、旧塩田町につきましては、自動車税が3名で軽自が4名で合計の7名でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

合わせて45名ですね。人数すべてのトータルからすると、嬉野の方が2割弱、塩田の方が13%という数字になるわけですが、17年度に障害者の方に支給されたチケットの金額は、お一人幾らになっていきますでしょうか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

旧嬉野町につきましては、500円のチケットということで500円券ということになっております。塩田町につきましては、10分の9と、初乗り料金の100分の90か、90に相当する額で10円未満の端数を切り捨てた額ということで、今初乗り料金は560円だと思います。結果的には同額の500円になります。（「同額と思っていいわけ」と呼ぶ者あり）500円は500円になります。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

枚数は双方12枚だったわけですね。それで、12枚掛ける500円掛ける45名ですか、イコール270千円ということになりますが、ちなみに武雄市、鹿島市はどのような結果というか、今年度の計りはなっておりますでしょうか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

手元に、現在のところまだ資料を取り寄せておりませんので、ちょっとわかりません。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

私調べました。武雄市も鹿島市も、従来のまま免税を受けている方にも支給しますという回答でした。市役所にも足を運びました。その方たちの数までは、私は聞きそびれたというか、それだけ聞いて、もうそれで安心したというか、帰ったわけなんですけど、「合併してよかった」と市民が感じるようにというかけ声とは逆に、金額的にもびっくりするような金額じゃないわけですよね、270千円全部をその方たちが使われたとしても。武雄市も鹿島市も、今年度もやっていらっしゃるということを知ったら、ことしまでぐらい続けられてもよくなかったらかなと私は思うわけですが、そこら辺、数的に把握されていたでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

状況的には把握をして、そして協議の中で統一をしてきたということでございます。そういうことで、それぞれの市町村によって取り扱いは違うわけでございますけれども、本市としましても、非常に厳しい中では独自の状況として取り組んでおるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

十二分に理解はいたしますが、弱者の方たちでありますので、もう少し配慮をされてもよかったんじゃないだろうかと思います。

それで、今までというか、あなた方は受給者ですから取りに来てくださいとか、そういう報告をどのような形でされているのか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

今回、福祉タクシーの件につきましては、その予算的な問題がございまして、3月の議会で承認を受けたわけです。それで、その承認を受けた後に、4月から大体受け付けをいたしまして交付をするわけですが、時期的には5月の市報に載せたということでございます。5月の市報に福祉タクシー利用券を交付しますというような広報を載せております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

市報ですか。中には、障害者の1級、2級ということですから、かなり重度だとは思いますが、中には入院していらっしゃる方もいるだろうと推測できます。目が不自由な方もいらっしゃるかも知れません。それで、市報に載せただけで告知としては、法的には十分かも知れませんが、相手の方が障害者の方でありますので、それで十分だとお考えか、お聞かせください。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

従前より福祉タクシーの制度自体は、県の補助をいただきながら実施していた事業でございまして、新規に取り組むということではございません。ただ、先ほど市長申し上げましたように、その一部を、税の軽減の対象者を除くというようなことで、今回その分のPRが5月の市報ということで、若干おくれたということについては、制度の改正につきましては、その部分についてのPRが不十分だったかというふうに考えております。今後そういった制度改正につきましては、できるだけ早い段階で制度の周知徹底を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

5月の市報で、3月の議会で通った、当然今年度に入って福祉タクシーのチケットは実施されるわけですね。どうぞ。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

4月から実施をするということで、そういった予算が3月の議会で承認を受けましたので、早速4月から実施をしております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

先ほども申しあげましたとおり、相手の方が障害者でありますので、市報に載せるとかじゃなくて、対象者の人数が200人強なんですよ、250人ほど。当然文書で本人さんに通知をするのが当たり前だと私は思うんですが、それで何ですか、自動車税、軽自動車税の免税を受けていらした方は、ことしからは福祉タクシーのチケットがもらわれて本人さんたちは知りんしゃれんはずですよ。そこら辺の通知はどうか、お聞かせください。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

その件につきまして、先ほど申しあげましたとおり5月の市報になって、おくれたということについて申しわけないということで、今後そういった制度改正については早目に通知をしていくべきだというふうに考えているということで、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

問題は、5月の市報には載せた、それで終わりということなのかですよ。それで済んだと。お願いします。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

このタクシー券につきましては、新規にそういった制度の資格を取られて、年間通じてこのタクシー券の交付はいたしております。したがって、4月で打ち切りとか、5月で打ち切るとか、そういったことではございませんので、そういったものにつきましては一般的

な福祉の行政の中で、障害者の福祉相談員さんとか、そういった他の団体の協力も得ながら、全般的な障害者の福祉施策の広報の中で取り組んでおりまして、福祉タクシー券について申請をしてくださいというような個人あての通知は今まで行ったことがないというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

ある方からの問い合わせで、今まで毎年4月にもらいよつたと。ことしはえらい連絡の——まあ合併ということがありまして、予算が3月ということでありまして、議会に通らないとできないということもありましたでしょうけれども、今までいただいていた方が当然ことしもいただけるものと思って窓口に行くとんしゃあわけですよ。そこで、「いや、ことしから自動車税の免税ば受けよる人はやらんすもんね」て言われて、もう愕然として帰ってきたて言んしゃあわけですよ。それでよかとかにゃと思って非常にですね、市報に載せたけんとか、まだ45名の方でその周知を存じていない方もいらっしゃると思うわけなんですけど、少なくともこの45名の方には、出向いていけなければ文書なり郵送して、ことしはこういうふうになりまして、申しわけないですけど対象外となりましたぐらいの通知はあつてしかるべきだと思うんですが、どうでしょう。市報だけに載せるんじゃないくて。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

そういった通知につきまして、ちょっと具体的な中身に入りますと、軽自動車の減免、あるいは自動車の減免については、軽自動車の減免につきましては市の税務課の方でわかりますけど、普通自動車の減免につきましてはこちらの方にデータがございません。それで、向こうからデータの該当者についての照会があった段階で、こういった方が申請をされているんだなというふうな形で、そういった通知をやるのが親切だということでございますので、やるにしましても、現在の段階で普通自動車の減免申請をだれがされているか、昨年の方がされていたら昨年のデータを生かすこともできますけど、今年度申請をされたかどうか、そこら辺について、ちょっとそこら辺のデータ関係がうちの方にはございませんので、そういったものを調べた後でないと、なかなかその手続、はがきを送るということもできないと。

それで、4月1日、タクシー券の利用と自動車の減免の申請とは時期が同じでございますので、そこら辺についてなかなか時間的にはできないんじゃないかと。ことしの場合はおくれたということで、おわびのそういった通知を差し上げることは今後可能でございますので、そういったことに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

対象外になられた方はぜひ通知を出してください。そうしないと、あくまでも障害者という弱者の方でありますので、よろしく願いしておきます。

次に、本庁と支所のデータの共有についてということでお尋ねしますが、これは質問の動機というか、この福祉タクシーの件で「嬉野町と塩田町の16年度と17年度のデータをください」というふうに窓口相談したら、本庁で相談したんですが、「旧嬉野町のデータは支所にしかなかけんが、きょうは出せんけん、しばらく待ってください」ということを言われました。おかしかにやと思ったんですけどね、私自身としては。

予算書には、情報ネットワーク機器として、今度の予算も11,692千円——11,000千円ですね、計上されていたので、情報ネットワーク機器やっけんが当然と思って、総務課に尋ねに行きましたら、これはもう既にハードもソフトも前年度から繰り込まれた金額であって、総額にすると40,000千円から50,000千円の金額になるということをお聞きして、なおさら、そんな立派な機器がありながら、支所のデータがいまだかつて共有化されとらんというのが、と私としてはあいた口のふさがらん状態で、2日ほど待ちましたらデータをいただいたわけですが、今でもそうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

データの共有につきましては、ほぼでき上がっておりますけれども、議員御発言のようにすべてということではございません。そういうことで、合併間近、合併して間もなくということもございまして、できましたら、以前もお答えしたと思っておりますけれども、今年度中にはすべて整備ができるように今鋭意取り組んでおるところでございます。

そういうことで、100%かといいますと100%ではないわけでございます。しかし、通常の業務を行うということにつきましては、ほぼでき上がっているということで、支障がないように努力をしておるところでございます。そして、できましたらということで、今年度中には万全を期したいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

ネットワークが今年度中に可能だということはちょっと置いて、支所のバックアップと言っちゃおかしかですけど、かねて支所のデータは、もうネットワークじゃなくても、データとして本庁にも置いておくということであるならば、そう大した行為というか、労力はなかと思いますが、このことは早急に改善していただくものと思って、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問になります。

洋式トイレ化の進捗状況についてということでお尋ねします。

3月の定例議会で、洋式トイレ化について一般質問をいたしました。その後、議会だよりの編集を私せにゃいかんやったもんですから、作業をしておりましたところ、16年の3月議会で田中政司議員も同じような質問をされておりましたので、16年3月以降の洋式トイレ化の実績と、私の質問後の進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

洋式トイレの設置についてということでお答え申し上げたいと思います。

非常に厳しい予算の中で、やり繰りをしながら取り組んでおるところでございます、嬉野町の時代にも、洋式化について積極的に比率を高めるようにとの御意見をいただいたところでございます。できる限り取り組もうということで予算化したのもございますし、また、簡易型のもので対応できればそれでもやっていこうということでやっておるところでございます。

平成17年には、嬉野公民館にそれぞれ各階に1基ずつを設置しているところでございます。

また、公会堂には特殊トイレの設置も済ませたところがございます。今年度も設置する予定で、今議会には不動ふれあい体育館の予算をお願いしているところがございます。

参考までに、平成16年以前に整備されたものにつきましては、塩田地区が中央公園、和泉式部公園、それから上町の交差点の公衆トイレ、また市民会館にそれぞれ身障者用として1基ずつが設置されたところがございます。嬉野地区では、嬉野市の体育館、公会堂、文化センターに障害者用として1基が設置されておるところでございます。また、みゆき公園内に建設いたしましたクラブハウスには、一般用に3カ所、障害者用につきましては1カ所設置をしているところがございます。また、今回完成いたしましたふれあい団地14棟につきましては、全棟に設置をしておるところでございます。

以上、洋式トイレの設置の推進状況ということでございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

先日、総務企画委員会の野副道夫委員長が報告書の中で、公設所のトイレは和式トイレが多いが、今後は洋式も導入されることを望むと報告されておりました。このように、多方面から望む声が多うございますので、今後ともくれぐれもよろしく願いしておきます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで園田浩之議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。4番秋月留美子議員の一般質問を許します。

○4番（秋月留美子君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問いたします。

私で6月定例会一般質問最後の質問者となります。傍聴の皆様には長時間の御清聴ありがとうございます。

今回私は、1、景観行政団体としてのまちづくりへの取り組みは、2、地域防災計画として公園の機能について、3、健康保養地嬉野としての現在のあり方は、4、地域ぐるみの学校安全対策事業について、5、ドメスティック・バイオレンス（DV）対策について、6、嬉野町温泉4区市道本通側溝について、7、ふれあい住宅の案内標識が国道沿いに必要ではの7点について質問いたします。

3月定例会で質問しました古湯温泉再建では、来年整備、再来年の着工に向けて条例審議会の準備もなされ着々と進められているようです。私は、4月に大分県直入町の御前湯、それからクアージュゆふいんを見てまいりました。自然の景観を大切にしたい素晴らしいところでした。

1番目の質問についてですが、新人で景観法という難題に取り組ませていただくのも、前回質問しました古湯再生には必要不可欠だと思いますので、あえて質問させていただきます。

3月議会で、景観行政団体に嬉野町が県から同意を受けられたことでの活用について、最後にお尋ねしていたのですが、平成16年6月に施行された景観法の基本理念である第2条にあります「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」という項目が観光地嬉野に当てはまるものと思います。

市長は、昨年12月に別府市、福岡県志摩町、佐賀市、宮崎県日南市、大分県湯布院町に次ぎ、九州で6番目に景観行政団体に同意を受けておられます。ことしに入って唐津市も同意を受けております。そして、3月議会で古湯温泉再生計画で景観法でも県との調整を済ませたとおっしゃいました。景観行政団体としてのまちづくりの取り組みはどうなっているのでしょうか。

壇上での質問はここまでで、あとは質問席にてさせていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

議席番号4番、秋月留美子議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

景観行政団体としてのまちづくりへの取り組みはということでございます。

昨年12月に、佐賀県では初めて、九州でも6番目として、景観行政団体として嬉野町が知事から同意を受けております。このことにつきましては、旧嬉野町議会でも御了解をいただき推進をしてきたところでございます。心からお礼を申し上げたいと思います。今後は、景観計画の策定を行わなければなりません。この景観計画につきましては、総合的な計画になりますので、数年をかけて総合計画、本市の総合計画策定後に景観計画の策定を考えていきたいと思っております。

古湯と温泉公園地区につきましては、事前調査や検討を行う必要があります。住民アンケート、パブリックコメント、ワークショップなどを行いながら、市民参加の委員会、協議会を立ち上げ、皆様からの御意見を伺いながら調査検討を行ってまいりたいと思います。内部的には、景観計画を策定する担当部署の確定と庁内での連携の確立、また既存の計画との照合を行わなければなりません。

いずれにいたしましても、これからの嬉野市のまちづくりには重要な計画づくりになりますので、積極的に対応してまいりたいと思います。

以上で秋月留美子議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

取り組みはいつか、はっきりもう一回おっしゃっていただけますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

部分的な違いはございますけれども、トータルとして景観計画というものをつくっていくわけでございますが、この計画づくりにつきましては総合計画を一応策定いたしまして、2年ぐらいかかると思いますけれども、その総合計画によりまして嬉野市全体の市づくりの形が見えてくると思っております。それに伴いまして、この景観計画というものを整合性を伴いながら取り組んでいくということになると考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

アンケート調査とか、パブリックコメントとかの話し合いも必要とおっしゃいましたけれども、それは、第9条の策定の手続に「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と、そこから来ているのでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のとおりでございまして、この計画というものにつきましては、やはり市民の皆さん方の地域を挙げての御理解が必要でございますので、そういうような形になっていくと思っております。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、総合計画との兼ね合いというものが大きく関係するわけでございまして、嬉野町のために申請をして認められたわけでございますが、今回新しく嬉野市ということになったわけでございますので、市全体のことも考えて計画としては取り組まなければならないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

2年後では遅いんじゃないでしょうか。観光客数の減少などの課題で、やる気があったから県内でいち早く同意を受けられたと思うのですが、早急に形にすべきではないでしょうか。しかも、温泉公園は水辺空間事業として、まちづくり委員会の方々の声を大いに取り入れ、県との話し合いもなされ、9月以降に設計と、また嬉野のシンボルである古湯温泉も再建に向けて歩み出したようです。景観行政団体としてのチャンスではないかと、ぜひ並行して景観計画の策定、景観計画区域の指定を進めるべきと思います。

古湯温泉を核とし、今は水没した新湯川原の復元、嬉野橋や温泉橋、昔からの旅館が建ち並ぶ中川通、本通では井手酒造さんの酒蔵見学など、また電線共同溝の特例を生かし、それから昨日、神近議員の質問でもありました、本日は山田議員の質問でもありました駐車場の確保とかで広がった商店街にオープンカフェができたりと、観光客や地元の人もゆっくりと楽しみながら、歩きながら買い物できるまちづくりを目指すべきだと思います。

県内では、ことしになって景観行政団体に指定されました唐津市の坂井市長、佐賀市の木下前市長、いずれも40代の若い市長がいち早く手を挙げられ、景観計画の策定もなされました。昨日の新聞にも載っていましたが、全国一若い武雄市の樋渡市長も、温泉街、御船山、

黒髪山の景観条例を制定される予定と伺っております。この景観法は、若く新しい感覚を持った首長が関心を持たれているようです。市長は嬉野町長の際に、これらの自治体に先駆けて県内でいち早く景観行政団体に同意を受けておられ、市長のまちづくりの新しい感覚と先見性には驚いています。

市長は8年ほど前、町長の際、あるイベントの際に私たち何人か写真を撮っていただきました。何時間もしないうちに戻ってこられ、現像された写真を手渡され、「写真は早く渡さないと意味がない」と言われました。行動力のすごさに頼もしく思いました。その行動力を持って景観計画、景観区域の指定はすぐにも進められるべきだと思います。

もう一度伺います。景観計画の策定はいつでしょうか、御返事をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは昨年12月に、県の方から同意を受けたところございまして、もう既に事業は始まっているというふうに私は理解しておりまして、佐賀県でも最も早く動いておることとございまして。それぞれ各自治体とらえ方は違いますが、私が考えております今回の取り組みにつきましては、当初県とも協議をいたしておりまして、まず中心は古湯温泉公園地区の原風景を大切に景観を生かした地域づくりと。そういうことで、嬉野としては佐賀県でも特筆すべき地域であるということ、私どもとしては名乗りを上げますということで、上げて御了解をいただいておりますところございまして、既に動いておることと御理解いただきたいと思います。

それで、この計画をつくるということ自体が目的ではないわけございまして、それに達する経過の中で、私たちはしっかりとしたまちづくりをやっていかなければならないというふうに思っております、既にこの事業自体は進んでおることと理解しておりますので、そのように解釈をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

具体的な条例だとか、そういう策定がないことには物事は進まないんじゃないでしょうか。きっちりとしたその期日をお答えください、お願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

冒頭お答え申し上げましたように、そのことで3月議会で総合計画をつくるということで御了解いただいたわけでございます。その総合計画の整合性の中で、当然景観計画も生きてくるわけございまして、総合計画ができるまで黙って待つということではありません。並行しながらつくって行って、そして地域づくりにこの景観計画を生かしていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

しつこく言います。合併があって進んでいないということでしょうか。関係ありますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いや、合併があったからどうこうということはないと思います。当然そういうことを踏まえて、県の方に話をして了解をいただいておりますのでございまして、先ほど申し上げましたように、合併をして嬉野市になったわけございまして、それに基づきまして新しい総合計画をつくります。そういう中で、この嬉野地区の温泉公園、古湯というのはもちろんでございますけれども、嬉野市全体を計画の中に入れ込んだ景観づくりということを考慮しながらやっていくということでございますので、そういう点で御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

それでは答えになっていないと思います。

唐津市は昨年1月、湯布院は昨年10月に合併しています。そして、策定も既になされています。嬉野市とどんなふうの違いがあるのでしょうか。合併前に景観行政団体として同意を受けられた理由としては、景観法を活用して古湯周辺を核とした温泉街、商店街の景観整備に一刻も早く取り組みたいという市長の強いお考えからじゃないのでしょうか。

県との協議をなされた担当課、部署はどちらでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御説明を申し上げておりますように、この古湯温泉と、また嬉野地区全体、この計画につきましては、当然進めていくわけございまして、そういう中の動きの一環にあるということと理解をいたしております。それも踏まえて、総合計画等もつくられますので、それを大きくとらえて、また嬉野市全体の計画ということをつくっていくということでございます。

それから、景観行政団体ということで、場所だけをとらえて計画をつくるということではないということで御理解いただきたいと思います。当然最初申請するときは県との協議をいたしております、とにかく古湯温泉、また温泉公園と嬉野の町並みづくりというものを絶やさずにいくために、この景観行政団体として申請をするということで話し合いをしてしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

12月に景観行政団体として早く同意を受けられたのは、その真意はどこにあるんでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この計画をやはりいち早く獲得することによって、嬉野市の——その当時は嬉野地区でございますが、嬉野地区全体のまちづくりが、いわゆる特色あるまちづくりとして進められるということを予想しまして取り組んだということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

先ほどの山田議員とかの質問でもありましたけれども、嬉野の商店街の店舗も毎年閉じるところが多くなっております。2年後とおっしゃいますけれども、そのうちにまた何店舗閉じることになるかもわかりません。一刻も早く景観行政団体としての取り組みをなされて、古湯を核にしたまちづくりを進めていただくのが嬉野市にとって必要なことじゃないかと考えます。市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この景観行政団体として指定を、同意をいただくわけでございますが、その後、事業を進めるのはこの嬉野市民、また特に私ども行政の責任であるわけございまして、その行政の責任の中で基本となるものは総合計画でございます。これは旧嬉野町の時代にも総合計画をつくってやってきて、いろんな要するに指定等を受けてまちづくりをやってきたわけございまして、まず、総合計画と並行してこれを行っていくということでございます。

それで、今回考えておりますのは、簡単に言いますと、この嬉野地区につきましては、

都市計画区域を指定いたしております。そういう中でまちづくりというのはできますけれども、塩田地区につきましては、今までそういうことも一切なされておられないということでございます。それは地域の特性があります。そういうふうないろんな問題がありますので、それを整備しながら取り組んでいって、一つの方向を出していきたいということでございます。ですから、個々の事業について、この景観行政団体の指定をとったから事業が進むということではないことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

具体的な答えが私は欲しいんですけれども。策定の取り組みはどちらの部署で、それから、いつでしょうか。温泉、お茶、焼き物、それから豊かな自然、歴史、恵まれた財産を持つ観光地嬉野の前途は、決定する市長、実践する執行部にゆだねられていると思っております。回答をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この当初の計画は、もちろん要するに建設、土木関係が中心で動いてきたと思っておりますけれども、そういうことではなくて、それぞれの事業等につきましては、担当の箇所があるわけでございます。例えば、既に古湯とか温泉公園は、もう既に地域の方と話し合いをして進めておりますし、まだほかの事業もございます。例えば、商店街のことにつきましては観光商工課が担当しておるとか、そういう部署がございますので、その部署が担当部として仕事を決めていくわけでございますけれども、一応総合計画を、今企画の方でつくっておりますので、その企画の動かし方とあわせて、これからまた部署を決定していくということになると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

いつの方の答えが出ておりませんが。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、3月の予算で既に総合計画づくりの予算をいただいております。この総合計画づくりとこの景観計画の策定というものは並行して動いていくわけですが、やはりまず頭に来るのは総合計画ということでございます。その総合計画が固まった時点で、この景観計画もまとまっていくというふうに考えております。そのようなスピードだということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

次に、温泉公園の薬師堂について、現在コンクリートのお社ですが、公園と古湯の景観と一体になった趣のある、例えば、木づくりとかのお堂にできないでしょうか。景観区域での取り扱いはできないでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

薬師堂につきましては、事情も十分承知しておりますし、また慎重に対応をしております。現在薬師堂は嬉野温泉の歴史とか、そういうものを具現化する施設と

して、地域の皆様によって保存されておるところでございます。

また、嬉野温泉の地域との兼ね合いを理解できる施設として、重要なものであると考えておりますので、今後地域の皆さん方と協議をしながら取り扱いを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

ぜひ温泉のお守りであるお薬師様を、古湯の景観と一体となつたますます愛されるお薬師様にさせていただきたいと思ひます。

それでは、塩田津については、既に重伝建として保存整備の対象となつていて、和泉式部の里は既に整備、活用されています。轟の滝、棚田なども各周辺にあると思ひますが、まず、古湯を核とした景観区域の取りかかりを一刻も早く観光低迷の回復につなげていただきたいと思います。

6月13日の新聞にありました景観法施行から1年半が過ぎた近江八幡市を初め、青森県、長野県、京都市など、2県13市町が景観法に基づく景観計画を策定している。生活の質が求められる時代である。きょうはお答えいただけませんでしたけれども、できる限りの取りかかりをお願いして、2番目の公園の機能について質問させていただきます。

公園の機能についてですが、これは景観法を調べるうちに地域防災計画が出てきました。地震などの災害が多い今日、必要なものだとお尋ねしたく思つたのですが、温泉公園は狭く、また川べりでもあり、とても無理だと思ひました。そこで、この質問はもっと勉強して改めて質問させていただきます。既に機能を有している公園についてお答えください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

公園の機能についてということでございまして、嬉野市内の公園につきましては、いろいろ公園としてもありますけれども、一応機能自体は大規模災害等の避難場所として、空き地としての機能を有していると考えておるところでございます。また、避難場所や、また災害

時の物資の集積場所として利用できるものと考えております。

みゆき公園につきましては、既に関係機関と協議をいたしまして、緊急時のヘリポートとしての指定も行っておるところでございます。

そういうときに、いざ大規模災害に対応できる施設が完備されているかということ言えば、まだ検討をしておらないというところでございます。やはり、例えば、大規模災害になったときに、大勢の方が公園に集まられて、まず必要なものは水とかトイレとか、そういうものでありますけれども、そういう点につきましては十分な対応はできておらないということでございます。

また、そういう点とか、電気の設備とか、そういうものも必要であろうと思っております。そういうことで、今までは機能というものは公園につきまして、災害の避難場所としての検討は十分できておりませんので、今後専門家等の意見を聞きながら整備を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

塩田町の公園の方もお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、全地区そうだと思います。塩田地区も例えば和泉式部公園とか北部公園とか、それからきのう御意見等ありましたいわゆる遊水池でございますけど、美野地区の広場とか、いろいろ公園はあります。

また、各地区には嬉野地区にない、塩田地区では農村公園というものも幾らかあるようございまして、ただ、それが完全に災害時の避難地として適応できるかということは厳しいのではないかなと思っておりますので、そういう点も踏まえて今後検討していくということであろうと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

昨年も地震もありましたし、地域防災計画を進めていっていただきたいと思います。

次に、3番目の健康保養地嬉野としての現在のあり方についてですが、平成10年に市長が嬉野町長であられたときに、旧厚生省の健康文化と快適な暮らしの町創造プラン事業の指定を受けられました。また、13年には全国で初の温泉フォーラムも開催されました。その後の健康保養地としての取り組みをお聞かせください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

健康保養地嬉野として現在のあり方はということでございます。

議員御発言のように、平成10年に旧厚生省により健康保養地づくりモデル市町村の指定を受けることができたわけでございます。この計画につきましては、御承知のように当初から施設整備は目的としておらないところでございまして、企画面での対応により温泉地嬉野として新しい地域づくりを目的に計画を策定したところでございます。計画に従い、全国初の企画も取り入れて行ったところでございまして、議員御発言の温泉療養フォーラムというものも第1回で開催いたしております。

それとまた、乳がんの患者さんのためにホットマンマイン嬉野と、これも全国初でございます。また、美肌の湯サミット、これも全国初でございます。それから、健康保養の宿制度、これも全国初でございます。そういうものに取り組んでまいったところでございまして、年ごとにそれぞれ新規の企画も追加をしていくところでございます。最終的には、目指しております連泊型の保養地としてのイメージづくりに取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

また、以前から予算をいただきまして、みゆき公園内のスポーツ施設の整備も進めてきたことも計画の推進に役立っておるところでございます。グラウンドゴルフ場には天然芝を張ったわけでございますが、宿泊客の利用が増加しておりまして、また、球技場では少年サッカーなどの大会も増加しておるところでございます。

ことし、また7月には新しい企画といたしまして佐賀大学医学部の教授のグループによりまして、全国でも初めてでございますけれども、シーボルトの足湯を組み込んだ足医学の研究会というのも開催を予定されておるところでございます、健康保養地嬉野というものを全国に情報発信できるものと、大変喜んでおるところでございます。

市といたしましても、議会に予算をお願いいたしまして、嬉野温泉の正しい入浴の仕方とか、温泉療養手帳、また、健康保養地のポスターとか、また、旅館の従事者の方への脳ドック検診の推進とか、そういうものも行って、さまざまな活動によって広がっていているというように考えております。

今回、塩田町と合併をしたわけでございます、そういう点では以前から御意見ございますように、この健康保養地の中で、やはりこの塩田津とか、志田焼の里とか和泉式部公園とか、そういうものに訪れていただくお客さんもふえていただければ、新しい全国への情報発信につながっていくというように期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今おっしゃったのは、15年に市長が町長であられたときにリフレッシュ、ステーション、タウンという、それをつなげた造語をつくっていらっしゃいますけれども、その具現化された形と受け取ってよろしいのでしょうか。リフテーションタウンの説明をお願いできますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のとおりでございます、平成7年、初めて立候補いたしましたときに、まちづくりへの基本方針として、今でいいますとマニフェスト的なことを先駆的に発表したわけでございますが、それがリフテーションタウンということでございます。

リフレッシュ、ステーション、タウンということで、清新さをもたらす地域をつなぎ合わせた、それが一つの町になっていくというふうな構想でございます、いわゆる今まで4本

柱の観光地として発展してきた嬉野ということに加えて、もう一つ、5本柱ということで福祉と健康保養ということを追加して、新しい地域をつくっていこうという計画でございます。それに基づきまして、健康保養のプログラムを獲得できましたし、また以前つくりました総合計画ですね、元気になる、元気にさせる嬉野町という総合計画のもとになっているというふうに考えております。

リフトेशनタウンの企画につきましては、相当実現はいたしておりますけれども、まだできておらないところもありますので、今後努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

努力していただきたいと思います。

歓楽街を中心とした短期宿泊型から、健康保養の滞在型温泉観光地への脱皮を目指していると、そのリフトेशन、造語を書かれたエッセーの中で書いておられます。でも、全体的な発展は余りしていないように思われます。ぜひ努力をお願いいたします。

健康保養地嬉野の宿とインターネットで検索しますと、初めは五、六千円台の料金の宿が写真つきで出てきました。ずっとクリックしていくと、20千円台の案内が出てきました。これは健康保養地の宿としての案内ではなく、通常の旅館案内だと思いました。

健康保養地とは病気の予防や療養はもちろんのこと、保養客が快適な滞在生活を過ごせる環境でなくてはならないと思います。中心地区での食事や買い物だけの楽しみだけでは不十分で、自然環境の中でくつろぎ、茶畑を散歩したり作物の収穫など体験できたりと、いやしの要素が多分に求められると思います。

滞在型の保養地にしていくには、町全体を滞在型の町にし、ゆっくりした空間を提供すべきであり、そのためには公園、道路、自然の景観を生かしたまちづくりが必要と考えます。行政に求められるのは、そのような居心地のよい、いやしのまちづくりだと考えます。宿の価格だとかサービスとかは経営者に任せていいと思います。行政の仕事はじっくりと腰を据えた一貫性のまちづくりを目指してほしいです。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のとおりでございます。そのような目標を持って、今、市職員も全力を挙げて努力をしておると思っております。これは嬉野の発展の経過の中で、議員も十分御存知と思えますけれども、やはり戦後の急激な景気の拡大ということに伴いまして、本当に歓楽型の温泉地としての面が相当強くあったわけでございます。昨日もお答え申し上げましたけれども、それに伴いまして、観光関係の皆さん型の施設投資というものが、ある時期集中をしておるところでございます。その施設投資に対しまして、投資に対する回収といえますか、それがほとんどできていないままに、いわゆるバブルが崩壊したというふうな厳しい時期でございます。そういう点で、旅館関係の方も大変御苦勞はいたしておられます。しかしながら、健康保養地の制度等も御理解をいただいて、徐々に取り組みを進めておられまして、そういう点で新しいお客様の開拓というのもできておられるというふうに聞いておりますので、行政としてはそういうふうな方向性を示すことが、議員御発言のように仕事だということとは十分承知をいたしております。あとはそれを民間の方がどう生かして、それをビジネスにつなげていただくかということだろうと思っておりますので、そういう点では行政と民間相まって地域づくりが進んでいけば、理想的なまちになっていくんではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

滞在型のゆったりとした景観やまちづくりができれば、それに伴って滞在型の宿もできると思います。よろしく願いいたします。

それでは、4番目ですが、地域ぐるみの学校安全対策事業についてです。

昨日、梶原議員もお尋ねであったし、きょうは山田議員も尋ねられました。子供たちに危険が及ぶ事件が多い昨今、県内初、子供の安全を守る文部科学省の体制整備事業のモデル自治体となった市の取り組み状況を、経過を踏まえお聞かせください。

それから、孫守り隊との連携など、方針もお聞かせください。もう説明ある程度されていきますので、足りない部分で結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、通告書に教育委員長と書いております。申しわけございません、私がパソコンで打つときに失敗しています。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（池田 修君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

地域ぐるみの学校安全体制整備事業ということにつきましては、ただいま議員も質問がありましたように、地域全体で子供たちを守っていこうという意識、それから組織というのをつくっていこうと、それも一過性のものでなくて恒久的なものにしていこうということで、この事業を立ち上げたわけでございます。目的等につきましては省略をいたしますけれども、現在取り組んでいる状況ですが、組織の構成団体として学校を中心にしてPTA、老人クラブ、行政嘱託員、防犯協会、少年補導員、婦人会、鹿島警察署、スクールガードリーダーというような方が中心となって、推進委員会を設置いたしております。この推進委員会で大まかな方向を決めまして、方針を決めまして、それを受けて市内の8小学校区ごとに今度は具体的な安全体制の組織を立ち上げると。それで、実際の活動は、その校区ごとの安全体制の組織の中で活動をしていただくということになります。

もう既に老人会等につきましては孫守り隊とか、子供見守り隊とかというような形で取り組んでもらっておりますので、その方たちの活動が地域によって凹凸がないように、ある程度一定の足並みで行われて、市内8小学校区どこの子供たちも同じレベルの安全が確保できるように組織づくりをしていきたい、活動も進めていきたいというふうに思って、かなりの数の構成団体をお願いをしたところでございます。各団体、それぞれ快く引き受けていただきまして、ぜひやりたいという積極的な意見をいただき、第1回の推進委員会が済みまして、第2回を7月の中旬にする予定でおります。

予算等につきましては、約2,000千円ということで、この予算でたすきとか、あるいはポスターとか安全マップとか、それから子供たち用にはファイルとか、そのファイルにはマスコットを準備しております。こころちゃんとまもる君というような、非常にかわいいマスコットをつくっておりますので、そういうものを貼付いたしまして、子供たちにより身近なものとして関心を持たせるというようなことも心がけております。

そういうことで、これからの計画といたしましては、2カ月に1回のペースで推進委員会

を開催して、その進捗状況、それから組織の体制状況等につきまして協議をして、いろいろな専門的な立場から助言をして、大まかに足並みがそろおうようにしていきたいというふうに思っております。

それから、その効果を多くの市民の方に公開をして、そしてより多くの人に関心を持っていただくということで、11月5日、日曜日ですが、この日を嬉野市教育の日というふうに定めまして、市内全小・中学校、学校を公開いたしまして、午前中は命のとうとさを中心にした、いわゆる学習活動を公開したいというふうに思っております。それは内容的には道徳の授業であってみたい、あるいは総合的な学習の発表であってみたいとしますが、中心としてはいわゆる命のとうとさということを中心にして活動をする予定にしております。午後はいろいろこういうふうな地域ぐるみの体制づくりに参加していただいたボランティアの方たちを中心にした、いわゆるシンポジウム等を考えております。

そういうことで、今年度は国の方から予算がつきまして、2,000千円ですけれども、来年度はつきませんので、来年度も若干の予算をつけていただいて、今度は市独自でこれが恒久的に整備されて、そしていつまでも子供たちが安全、安心な活動ができるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

あと新聞配達や牛乳配達、それから郵便配達員さんや宅配業者の方々にも通報をしていただくように連携をとっていただけたらいいかなと私は考えますが、それから山田議員の中でも出てきましたマップ作成とか、それをつくられるようでしたら、そういう方々にも配っていただけたらいいかなと考えます。

それでは、5番目のドメスティック・バイオレンス、DVについてですが、DVは家庭内暴力、最近では恋人からの暴力、子供や高齢者への虐待など、主に力の強い者から弱い者に加えられる暴力をいいます。今までは私的な問題として余り出てこなかったのですが、現在は人権の問題として取り上げられています。女性の3人に1人は生涯の間に殴打などの虐待を受けていると推計されています。

男女共同参画にもDVは盛り込まれております。県の生活推進員をしていましたときは、

アバンセなどの女性センターに連絡をと伝えていましたが、連絡機関がわかりにくかったようです。このことについて、新聞にも、これは病院の方への通報とかDV機関を知らないのが8割とかという新聞の記事が、ことしの5月13日ありましたので、それを切り抜いております。ちょっと読ませていただきます。

「県内の医療機関の約8割が配偶者などによる暴力「ドメスティック・バイオレンス」の相談機関を把握していないなど、知識が不十分なことが、県DV総合対策センターのアンケート調査でわかった。医療機関は診察の際に被害を早期発見できる施設として注目されており、同センターは「態勢整備が急務」として対応マニュアル作成などに取り組む。調査は昨年8月－9月に県内の病院や診療所、国公立総合病院の各診療科など861機関に配布。約48%の412機関から回答を得た。「被害者や被害が疑われる人に接したことがある」とした医療機関は26.7%で、打撲、骨折などの身体症状や、不安、うつ病状などの精神的症状を訴える被害者を診察した経験があると答えた。一方、地域のDV相談機関を問う設問では「知らない」が78.3%を占めた。また、被害を発見した際に通報できることを知っていたのは63.1%だったが、「実際に通報したことがある」は1.8%止まり。県配偶者暴力相談支援センター（県内は県婦人相談所とアバンセ）が警察となっている通報先を、福祉事務所と誤った回答も4割に上った。調査結果について原田恵理子・県DV総合対策センター所長は「被害者を診る側の知識が不十分」と分析。同センターは本年度、医療関係者向け研修や対応マニュアル作成に取り組み、被害を早期に発見して支援する態勢づくりを進める。」とあります。

今まで隠れていたことがあったと思うですけれども、市の方でも被害者とかが受けていただくような支援体制とか対策を市でもしっかりしていただきたいと思いますが、どちらの方で検討はなさっていますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

DV問題の対処についてということでお答えを申し上げたいと思います。

議員御発言のように、数年前まではDVにつきましては、都会での出来事として報道される程度でございました。ここ数年、本市でもDV、またはそれに近い状況ではないかとの案件が報告を受けておるところでございます。本市では、担当部におきまして本人との面談に

より確認や相談を受けておるところでございます。

また、民生委員の皆さんとも相談をお聞かせいただく場合がございます。また、案件によりましては警察など、専門家との連携をとり対応しておるところでございます。

現在の状況といたしましては、深刻な相談が増加傾向であるというふうには受けとめております。今後はできる限り連携を深め、初期の段階から案件の把握に努めるよう広報を行ってまいりたいと考えておるところでございます。担当といたしましては、保健福祉、そういうところの担当が窓口としてなった場合につきましては、対応するようにいたしておるところでございます。

また、それ以上のことになりましたら、先ほど申し上げましたように、上部機関と連携を取り合いながら対応をしていくということになると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

市報広報などで周知をよろしくお願いいたします。

それでは、6番目に移らせていただきます。

市道本通り、中山お茶屋さん手前で側溝が途切れ、武雄方面に100メートル近くU字側溝がなされていない状態です。大雨が降るともちろん、雨が続くと店先に雨水がたまり不便な状態です。また、大げさかもしれませんが、商店街が途切れてしまったかのようにも見えます。そのようなお店が七、八軒あります。それだけでなく商店街の外れは寂しく見えます。私自身、古湯を核としたまちづくりをと言ってきています。そこからまちの活気が広がると考えるからです。中心は足湯があったり、交流センターがあったりと、行政からの何らかの支援があります。端の方にも困っているところには、できる限りその不便なところを直していくのが住みよいまちづくりにつながるのではと考えます。U字側溝をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御指摘の側溝につきましては、今のところL型の側溝になって排水を行っておるところで

ございます。

また、昨年度排水性の舗装工事と排水施設の改良を行っておりますので、相当改善はされていると考えております。

議員御発言でございますので、今後状況を見ながら、まだ課題がありましたら検討をしていきたいと思っておりますのでございます。昨年度——昨年度といいますか、今度の3月、4月に施工したばかりでございますので、しばらく様子を見させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

L字側溝といいましたら、U字側溝でインターネットで調べたら、ちょっとこんなふうに出てきたんですけど、外に出ている部分のことなんですか。外で見たら少し勾配があって水が流れていくように、中に埋まっているってことじゃないんでしょうか。（発言する者あり）あれがL字側溝なんですか。ああ、そうですか。あれが不便なんです。予算面とか構造とか難しい面もあると思います。市民一人一人の幸せを願って検討をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

御指摘の箇所につきましては、以前からよその地区よりも優先的にと申しますか、排水性の舗装を行ってきたところでございまして、ほかの舗装と違いまして、いわゆる水があふれて流れるということは余りないんじゃないかなと思っております。舗装自体が排水性になっておりますので、そこらにつきましては、また今回新しくやり変えたばかりでございますので、しばらく成果を見させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

地域の住民の方にもだめかもしれませんよということはお話ししていただきましたので、その回答でよろしいと思います。

7番目、最後ですが、嬉野町三坂下の市営ふれあい住宅は閑静などかな環境のところ建っております。隣にこのめの里、特養うれしのがあります。しかし、国道から離れてもおり、訪問者への説明に苦慮しているとのこと。国道沿いに案内があればと考えます。国道34号線の武雄から来れば、今寺公民館前の右からの入り口に特養うれしなの案内板の横と、上ってきた三差路の特養うれしなのしゃれた立て看板のわきにでもと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ふれあい団地についてのお尋ねでございますが、ふれあい団地につきましては、おかげさまで完成いたしまして入居いただいております。今後、先ほど申し上げましたように2期工事等の計画があるわけございまして、そうなりますと、入居者がふえてまいりますので、やはり表示板等が必要になってくるのではないかなと思っております。

ただ、国道側ということになりますと、敷地の問題もございまして、しばらく検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

国道のところは上り口のところに特養うれしなの看板が、あそこつけてありますけど、あそこ同じところがいいと思うんですけども、あそこは不可能なんですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる分岐点のところだと思いますけれども、恐らく民地をお借りして立てておられる

と思いますので、立てるとすれば民地に、民間の方をお願いをしていくということになると
思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

ぜひよろしく願いいたします。できましたら景観法に基づいた看板を考えて設置して
いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで秋月留美子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 58 分 散会